

教育実践アーカイブズ 12

# 松浦文庫と望月文庫の教育 史料から見えてくること

## 目次

### 論文

松浦文庫の教育史料から見えてくること……………	米田俊彦	2
別紙 刊行本第四章第二款の記述の稿本からの変更箇所……………		14
別表『明治以降教育制度発達史』原稿・稿本・刊行本構成対照表……………		15
望月文庫の教育勅語から見えてくること—目録未記載卷子本4点を中心に—……………	高橋陽一	29

### 研究メモ

松浦文庫の調査研究……………	大森直樹	39
編集後記……………		41

## 松浦文庫の教育史料から見えてくること

米田俊彦（お茶の水女子大学）

### はじめに

インターネットで教育法令が容易に検索できるようになるまで、教育史研究において『明治以降教育制度発達史』は必須の文献であった。

東京学芸大学附属図書館（以下、適宜「学大図書館」と略記）には『明治以降教育制度発達史』（以下、『発達史』）の原稿や稿本が所蔵されている。また、公益財団法人野間教育研究所（以下、「野間研」）にも稿本が所蔵されている。稿本の現物の表紙には「未定稿」と記載されていて、表紙のみ活版印刷、本文は謄写版印刷で、製本されているもの、穴を開けて紐で綴じてあるものと、綴じてもないものがある。冊子（状）のものなので、「稿本」と呼称することにする。また、この稿本の表題は「明治以後本邦教育制度発達史」であるが、ここでは『発達史』と呼称する。

この原稿や稿本から『明治以降教育制度発達史』がどのように、またどのような性格のものとして編纂されたのか、考えてみたい。

国史大辞典編纂委員会編『国史大辞典』（吉川弘文館、1992年）に「めいじいこうきょういくせいどはつつし 明治以降教育制度発達史」という項目がある。次のように記載されている。執筆者は故佐藤秀夫氏である（下線は筆者による）。

明治維新から昭和七年（一九三二）までの日本本土および旧植民地などに施行した教育法令を中心に、教育制度関係の資料を体系的に編集し、そのそれぞれにごく簡略な解説を付した史料集。財団法人服部報公会の事業として文部省内に設置された教育史編纂会が松浦鎮次郎の主導のもとに編集し、初版は昭和十三年五月から翌十四年九月二かけて全十二巻本として刊行した。昭和三十九年から同四十年に重版する際、初版第十一巻を二分冊したため全十三巻編成とし、新たに索引一冊を編集刊行した。教育制度に関する主要な法令をほぼ洩れなく編集しており印刷誤謬も比較的少ないので、旧教育法令を参照するうえで便利ではあるが、収載洩れの重要法令や明白な印刷ミスが散見されるので全幅の信頼をおくことはできない。第十巻以降の三冊（初版。重版では四冊）には、台湾・朝鮮・樺太・関東州・南洋群島などの旧植民地等関係の法令を系統的に収録してあるのが、今日においては貴重である。ただし、教育法令の範囲を主として文部省およびその前身教育機関関連に限定しており、陸海軍や他省庁所管の教育法令などは収められていない。解説は一部を除いて、松浦鎮次郎の執筆にかかわる。本書に続く昭和七年から同二十七年までの教育制度関係の史料集として『近代日本教育制度史料』（昭和三十一—三十四年刊行）、また昭和二十七年から同六十三年までの教育制度関係の史料集として『現代日本教育制度史料』（昭和六十一年—）が、それぞれある。

原稿や稿本の存在には言及されていない。『発達史』を、「教育法令を中心に、教育制度関係の資料

を体系的に編集し、そのそれぞれにごく簡略な解説を付した史料集」と説明している。史料集という性格づけでよいのかどうかの一つの論点であり、最後に検討したい。

まず、著者の松浦について確認しておくことにする。

## 1. 松浦鎮次郎（しげじろう）

松浦鎮次郎の主な経歴は次のとおりである<sup>1</sup>（重要な役職に下線を引いた）。

明治5年1月10日（1872年2月18日）愛媛県士族松浦素の次男として生れる<sup>2</sup>

1898年7月10日 東京帝国大学法科大学政治学科卒業

7月15日 任内務属

12月5日 文官高等試験合格

1900年4月27日 任東京府参事官

1902年2月8日 任文部省参事官

1903年7月28日 兼任文部大臣秘書官

※ここから1912年まで文部省参事官、文部大臣秘書官、  
文部書記官の任免がくり返される。

1906年2月3日 教育行政学研究ノ為メ滿一箇年半米国及  
独国へ留学ヲ命ス

※1907年8月7日帰国、同月13日復職。

1912年4月4日 任文部省専門学務局長兼文部省参事官

1914年10月5日 免兼官

6日 兼任文部省参事官

1920年10月8日 免兼官

1924年1月9日 任文部次官

1927年4月26日 依願免本官

7月19日 任京城帝国大学総長

1929年10月9日 任九州帝国大学総長

1930年12月23日 貴族院令第一条第四項〔号〕ニ依リ貴族院議員ニ任ス

※第四号は「国家ニ勲勞アリ又ハ学識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者」。

1936年7月4日 依願免本官

1938年2月3日 任枢密顧問官

10日 願ニ依リ貴族院議員ヲ免ス

1940年1月6日 任文部大臣

7月22日 依願免本官

7月24日 任枢密顧問官

1945年9月28日 死去



1981年に九州帝国大学卒業生が建立した松浦鎮次郎の銅像。九州大学キャンパスに設置されている。

1 国立公文書館所蔵の「自昭和十一年至同二十二年 高等官転免履歴書三 枢密院秘書課」に綴じられている松浦の履歴書による。

2 このことは阪本幸男編『橘系重歌文集』（短歌新聞社、2009年）227～228頁の記載による。

ここでは記載を省略したが、1912年に専門学務局長に就任するまでは、大臣官房や専門学務、普通学務、実業教育の各局内の課の事務を担当していた。専門学務局長に12年近くも在任したのち、江木千之文相と岡田良平文相のもとで文部次官をつとめた。そのあと、朝鮮の京城帝国大学総長を経て29年から36年まで九州帝国大学総長となった。この九州帝国大学総長の任期中に『発達史』の編纂作業が行われたことになる。38年に枢密顧問官に就任し、1940年中に米内光政内閣の文部大臣となり、在任中は枢密顧問官を辞任したが、文部大臣辞任後に再び枢密顧問官に就任して、終戦直後の45年9月に死去した。

一般に、戦前の行政官僚の典型的な地位上昇のコースは、帝国大学卒業⇒高等（文官）試験（行政科）⇒中央官庁に採用⇒局長⇒次官⇒大臣⇒貴族院議員⇒枢密顧問官であった。次官以上の地位に達する官僚は一部であり、それ以上に進む者はさらに限られる。政党内閣の時期がごく短期間しかなく、ほとんどの大臣は現職官僚または元官僚から任命された。次官や大臣を経験したようなベテランの官僚は貴族院議員に勅選される場合があった（任期は終身）。さらに、官僚機構の頂点には枢密院があった。枢密院を構成した枢密顧問は、大日本帝国憲法第五十六条で「枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ国務ヲ審議ス」と定められていた。顧問官の人数はおおむね25人前後であった。

文部省の場合、戦前の専任文部大臣は54人を数え、そのほとんどが官僚であるが、局長・次官・大臣を経験したうえで枢密顧問官に就任した官僚は久保田讓・岡田良平・江木千之・松浦鎮次郎の4人しかいない（岡田以外の3人は貴族院議員にも任じられた<sup>3</sup>）。松浦は、官僚としての最高の地位にまで昇りつめた文部官僚4人のうちの1人だった。

松浦は、官僚であると同時に教育行政学の研究者でもあった。留学から戻ったあとの1912年、全717頁の『教育行政法』を出版した。構成は次のとおりである。

第十八章	第十七章	第十六章	第十五章	第十四章	第十三章	第十二章	第十一章	第十章	第九章	第八章	第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章	第二編	第八章	第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章	第一編	第二章	第一章	第一編
新領土ニ於ケル教育	恩給及退隠料等	幼稚園盲啞学校等	学芸発達ノ奨励	社会教育	教員養成機関	帝国大学及大学予科	専門教育	実業教育	中学教育	小学教育	私人ト教育	地方団体ト教育	宗教ト教育	国家ト教育	教育行政ノ管轄機関	教育行政ノ沿革	教育行政	本論	行政上ノ救正方法	營造物	地方団体	行政機関	公権	行政ノ行ハルル形式	行政ノ行ハルル形式	暁星	法規	総論		

また、松浦は1908年から27年まで東京帝国大学文科大学において（1919年度より文学部教育学科において）講師（非常勤）として「教育行政法」の授業を担当していた<sup>4</sup>。

筆者は1985年から野間研の共同研究「教育審議会の研究」（代表、清水康幸）に参加し、1937年に設置されて、小学校を国民学校に転換させるなどの教育制度全般にわたる改革方針を答申して42年に

3 各官僚の経歴などは戦前期官僚制度研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）により確認した。  
 4 教育学部六十年史編集委員会・教育学部60周年記念事業推進室編『東京大学教育学部六十年史』（東京大学大学院教育学研究科・教育学部、2011年）1～3頁。

廃止された教育審議会の議事録を読み、教育審議会の教育改革論議の内容を分析した。毎週2回、終日または半日開催された会議の発言がほぼそのまま記録されている資料であるから、読むだけでも会議の時間と同じかそれ以上を要する作業であった。

どの官庁でも、戦前は審議会を設置した場合、その官庁の次官や局長の経験者を委員にすることが多い。教育審議会にも複数の次官や局長の経験者が参加していたが、議事録を読み進めるうちに、委員として会議に参加していた松浦鎮次郎の発言力が傑出していることに気づいた。基本的に、松浦は教育制度の詳細について詳しいうえに、各制度の理念やコンセプトの正確な理解に基づいて発言するので、文部省の次官・局長経験者を含めて他の委員は松浦と同じレベルで議論しにくかったことが、会議場の雰囲気として浮かんできた。審議会の議論の具体的な様子は、担当した中等教育、青年学校、高等教育、教育行財政に関して各1冊の紀要<sup>5</sup>の中で叙述した。松浦が果たした役割については、これらの紀要に譲るが、ここに2つだけ挙げておく。

1つは、当時の学制改革の最大の論点であった中等教育一元化を実質的に阻止したことである<sup>6</sup>。学制改革推進論者は、男子中等学校（中学校と実業学校）を制度的に統合して「中堅国民」育成という趣旨を明確にすることを主張したが、松浦は、「中堅国民」という「観念」を法令上に表現しても現状は何も変わらないとして反対した。最後には、逆に、何も変わらないのであれば観念を法令に表現しても害はないとして、「中等学校令」制定という方向の答申成立に協力した。これにより、1943年、「中学校令」「高等女学校令」「実業学校令」を一本化し、3種の学校を「中等学校」と総称することを定めた「中等学校令」が制定されることになる。しかし、松浦の指摘のとおり、3つの中等学校制度がほぼそのまま存続し、実態はほとんど変わらなかった。

もう1つは、女子大学制度の創設を容認しつつ家政学部を認めなかったことである。女子への高等教育の開放の要求が高まっており、松浦は、女子の大学進学を奨励することには消極的であったが、（男子だけの）大学に女子の入学を認める程度では十分でないという議論を受け入れた。しかし、学問に男子向けと女子向けはなく、しかも家政学は学問としての深さ、広さ、体系性を欠いているとして、学科として存在することは可としつつも、学部の種類（法・医・工・文・理・農・経済）に家政学を加えることには強く反対し、そのとおりの答申となった。女子大学制度が創設されたのは戦後改革においてであり、そこでは家政学部も認められた。ちなみに、教育学も学部の種類としては認められておらず、戦後改革で教育学部が認められた。

どの場面でも、松浦の教育制度についての圧倒的な知識を前提とした発言が目立った。加えて、松浦は法令が前提とする制度のコンセプトを正当な理由なく変えてしまうような「改革」には反対した。保守派とも評価されるが、その保守性ゆえに、1930年代の日本主義や「国体」論が強調される異常な精神的状況にあっても時流に迎合するような発言をしなかった。『発達史』は、天皇が発布する建前になっている法律や勅令については、「〇年〇月〇日勅令第〇号をもって□□□□令が制定せられた」といったように受け身の敬語表現が使われているが、その点を除けば、1938～39年という時

5 『教育審議会の研究 中等教育改革』（1994年）、『教育審議会の研究 青年学校改革』（1995年）、『教育審議会の研究 高等教育改革』（2000年）、『教育審議会の研究 教育行財政改革一付 国民学校・幼稚園審議経過一』（2002年）、いずれも財団法人野間教育研究所発行。なお、教育審議会に関する共同研究がなお進行している最中であったが、松浦が教育審議会に果たした役割について、お茶の水女子大学の学科紀要『人間発達研究』第21号（1998年）に研究ノート「教育審議会と松浦鎮次郎—教育行政研究（審議会研究）の方法と射程—」を掲載した。

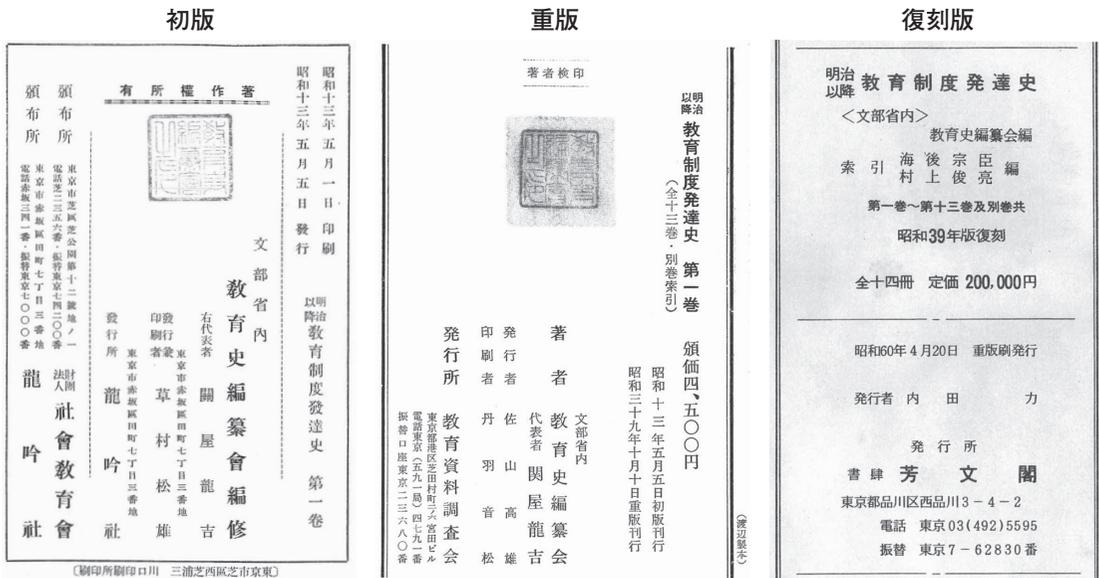
6 3種の中学校・高等女学校・実業学校から成る中等学校と青年学校との一元化が先決されるべき課題であったが、教育審議会が審議を開始する直前に青年学校教育を男子のみ義務化することが内閣の方針として決定し、青年学校制度に手を加えることができなくなった。

期に書かれたものとは思えないほどに、客観的で冷静な叙述の仕方が貫かれている。

また、上記のとおり松浦は男女の高等普通教育と実業教育とを別の系統の学校制度と考えていたため、中学校・高等女学校と実業学校を束ねて「中等教育」「中等学校」という制度の存在は認めていない。その松浦の制度理解が『発達史』の構成に反映されている。

## 2. 『発達史』の概要と編纂・重版・復刻のいきさつ

『発達史』は、これまで3回印刷、刊行されてきた。初版が1938～39年、重版が1964年（この時追加された別巻は65年）、3回目が1985年の「昭和39年版復刻」版である。それぞれの奥付の画像は次のとおりである（初版と重版は第一巻の奥付）。



3つの版の奥付に記載されている事項を整理すると、次のとおりである。

初版	文部省内 教育史編纂会 編修	発行所 龍吟社	
重版	文部省内 教育史編纂会 著	発行所 教育資料調査会	
復刻版	文部省内 教育史編纂会 編	発行所 書肆 芳文閣	索引 海後宗臣・村上俊亮編

教育史編纂会の名前はいずれにも記載されているが、初版は「編修」、重版は「著」、復刻版は「編」である。索引の編者は、本来なら重版に書かれるべきことであるが、復刻版にはじめて登場する。なお、復刻版には重版の奥付ページもいっしょにそのまま復刻されている。

第一巻の冒頭には財団法人服部報公会理事長桜井錠二の「序言」、松浦鎮次郎の「序」、教育史編纂会代表者の関屋龍吉の「明治以降教育制度発達史重版の序」、「凡例」、「目次」が並んでいるが、この並び方が初版・復刻版と重版とで違っている。次のとおりである。

初版	序言 ⇒ 序 ⇒ 凡例 ⇒ 目次
重版	序 ⇒ 重版の序 ⇒ 序言 ⇒ 凡例 ⇒ 目次
復刻版	序言 ⇒ 序 ⇒ 凡例 ⇒ 目次

重版の復刻版であるにもかかわらず、復刻版に「重版の序」が掲載されていない。また初版⇒重版と重版⇒復刻版との間で、「序言」と「序」の順番が入れ替わっている（復刻版で初版に戻っている）。復刻版は第十一巻を2分冊にしてあり、別巻の索引も付いているので、中身は重版の復刻である。冒頭が初版に戻った事情はよくわからない。

重版にしか掲載されていない「明治以降教育制度発達史重版の序」は、長文であるが、全文を引用する。

#### 明治以降教育制度発達史重版の序

明治以降教育制度発達史が、昭和十三年に出版されてから早くも二十六年を経過した。

願れば大正の初め、私は文部省に任用されて以来、暇ある毎に倉庫に収められていた古い記録文書を点検することを楽しみとしたが、其中には森有禮、井上毅等の先賢が自ら朱筆を加えた貴重な資料の数々が載積されており、而も倉庫は腐朽して火災等の危険が考えられるので、下僚の身でありながら、屢々上司に対し意見を申述べたものであつたが、不幸にも之が事実となつて大正十二年関東大震災に際し、之等記録書類は悉く烏有に帰したのである。爾後教育史編纂のことは一日として念頭を去らず、省内に同感の士も寡くなかつたが、何分にも編纂者を得ることの困難に加え、莫大な経費を要し、且つ出版を引受けてくれる篤志家を見出すことのむづかしい事情などで、容易に手を下し得なかつたのである。

然るに天の助けといおうか、昭和七年に至り、ふとした話のはずみに、畏友後の東京急行電鉄株式会社社長故篠原三千郎君に苦衷を漏したところ、それ程迄に必要な事業であれば、財団法人服部奉公会で之を引受け、経費の全額を負担しよう。但しそれには先ず万人の納得する執筆者を得ることを条件とするというのであつた。

此の場合本省の誰しもが最適任者として一致するのは、永く文教の府の中樞として教育行政の實際に当り、一方東京帝国大学に於て教育行政法の講義を担当されて居た、当時の九州帝国大学総長松浦鎮次郎先生であつた。それで無理とは知りつつも同先生の内意を伺つたところ、意外にも「之は緊急を要する問題であり自分も出来たら一生の仕事としてやつて見度いと思つていたことであるから喜んで御引受けしよう」との御答を得たので、欣喜雀躍早速文部省内に、教育史編纂会を設けて私が責任者となり、御茶の水分室に事務所を置き、村上俊亮、高木寛等の諸君指導の下に数人の新進学士と補助員を依頼し、材料の蒐集に着手したのである。

爾來松浦先生は前後七年の永きに亘り、任地に在ると東京に在るとを問わず、本務以外殆どの時間をこの仕事のために費やされ、昭和十三年二月目出度くその完了を見たのである。さて次は出版の問題であるが、之亦村上氏の紹介により龍吟社社主草村松雄氏に義気に訴えて之を解決することが出来、遂に昭和十四年九月全十二巻の本教育制度史を世に送ることを得たのであつた。然るにこの限られた初版は戦災によつて多数が失われたのみならず、戦後学校の増設に伴い今や全く稀少書となつて来た。それがため数年来屢々再版を計画したのであつたが、何分にも利益を見込みえない事業であるため見送られて今日に至つたのである。ところが奇縁とも申すべきか再び村上氏の御尽力により教育資料調査会佐山高雄氏がこの難事業を快く引受けて下さつた。私は心から村上、佐山両氏に感謝すると共に、今や亡き松浦鎮次郎先生並びに草村松雄氏に対しても、漸く責任を果しうるに至つたよろこびを墓前に報告しなければならぬと思つている次第である。尚草村氏の後継者萩原善彦氏もまた之迄熱心に再版の企図につき苦慮されたが、今回快く本書の紙型を提供して下さつた厚意に対し深く感謝するものである。加うるに海後宗臣、村上俊亮

両氏に於てこの機会に協力して索引一卷の追加を引受けて頂いたことは、本書に一段の価値を加えるものとして誠によろこびに堪えぬところである。

因みに松浦先生執筆の原稿書類は、先年東京学芸大学の要請により一括して同大学に移譲し其の保管を託したことを付記して置く。

昭和三十九年八月

関屋龍吉識

関屋は文部省の普通学務・社会教育局長を歴任したのち、文部省が所管する国民精神文化研究所長をつとめた文部官僚である。この関屋の文章から読み取れるのは、次のことがらである。

- ①『発達史』編纂の費用は篠原三千郎東急電鉄社長の配慮で財団法人服部奉公会が負担した。
- ②編纂作業は文部省の御茶の水分室で、村上俊亮や高木寛<sup>7</sup>などの指導のもとで数人の「新進学士」や「補助員」により進められた。
- ③『発達史』の編纂を松浦に打診したところ、松浦が積極的に引き受けてくれた。松浦は九州帝大総長の職にあったが、『発達史』編纂に多くの時間を費やして完成させた。
- ④初版本（の在庫）は戦災で多くを失った。教育資料調査会の佐山高雄が引き受けたことにより重版の出版が実現した。

服部奉公会の関与については、同会理事長の桜井錠二の「序言」によっても知ることができる。この序言には、松浦が「自ら進で」編纂事業を引受けてくれたので、服部奉公会は1932年に教育史編纂会を組織したという趣旨のことが書かれている。内容は上記の関屋の文章と一致している。また松浦の「序」でも、服部奉公会への「深厚なる感謝の意」が表明されている。

編纂作業にかかわった関係者の名前は、関屋の文章では固有名詞が出ているのは村上・高木だけであるが、松浦の「序」には、編纂会委員として渡部董之介・粟屋謙・森岡常藏・西河龍治・関屋龍吉・山川建、「資料の整頓其他のことに関し多大の援助を与へられたる文部省、東京文理科大学、帝国図書館及中央气象台の吏僚諸君」と中村健一郎等27人の個人名が挙げられている（27人の名前の最後に「等」が付いているので、さらに関係者がいたことが推測される）。編纂会委員の6人はいずれも元文部官僚である。村上俊亮と高木寛の名前は27人に含まれている。

筆者が復刻版を購入した時、下記の画像のようなチラシが挟み込まれていた。龍吟社が「出版活動に終止符を打ち廃業のやむなきに至」ったとしたうえで、文泉堂書店が在庫を引き取って特別価格で頒布することになったと書かれている。龍吟社が廃業したために、関屋の「重版の序」にあるとおり、教育資料調査会が引き受けたことによって重版の発行が可能になったのである。

7 村上俊亮は1929年から41年までの、高木寛は29年から35年までの各10月1日現在の『文部省職員録』に文部省調査部（34年から教育調査部）の嘱託として名前が掲載されている。村上は56～61年の東京学芸大学の学長である。

## 明治以降教育制度発達史 全13巻

龍吟社刊 定価 240,000 円

この度、上記書籍の発行元である龍吟社は百余年の出版活動に終止符を打ち廃業のやむなきに至りました。

つきましては小社、文泉堂書店が同書を引き取り特別価格にて頒布する事になりました。亦残部僅少のため特価でのお申し込みは同封の葉書にて9月30日迄にお願い申し上げます。

**特別価格 63,000 円 (税込み)**

**分割支払 22,000 円 x 3 回**

〒101-0052 東京都千代田区小川町 3-2

電話 03 (3294) 5348

文泉堂書店

### 3. 原稿と稿本と刊行本

『発達史』第一巻冒頭の「序言」「序」「重版の序」のいずれにも、具体的な編纂の過程や方法についての言及はない。「重版の序」の末尾には「松浦先生執筆の原稿書類は、先年東京学芸大学の要請により一括して同大学に移譲し其の保管を託した」と書かれており、実際に学大図書館に原稿が収蔵されている。また、前述のとおり、学大図書館と野間研に「稿本」が所蔵されている。

『東京学芸大学所蔵 松浦文庫目録』（東京学芸大学附属図書館、1965年）によれば、学大図書館には原稿（123番）、「明治以後本邦教育制度発達史（未定稿）」（124番）、「明治以後本邦教育制度発達史（未定稿）」（125番）、「明治以後本邦教育制度発達史 新領土ニ於ケル教育（未定稿）」（126番）が所蔵されていることがわかる。稿本は123、124、125番であるが、124・125番は一部の冊子のみで、123番は最初の1冊（『明治教育史』と題された第一巻に相当する冊子）と台湾、関東州、樺太、南洋以外が揃っている。野間研にはすべての稿本が揃っている。

学大図書館の稿本には、少なくとも3人の印または署名があり、そのうちの2人の名前は松浦の「序」の27人の中に同じ名前を認めることができる。また野間研の稿本は古書店から購入したものであるが、「枝廣」という蔵書印が押してあり、「序」の27人中に名前が見える「枝廣太郎」という人物の蔵書印と推定される。

別表は、原稿・稿本・刊行本の構成を、相互に比較できるように一覧にしたものである。網掛けにした部分は原稿と稿本、あるいは原稿・稿本・刊行本で同じ順番で排列されている款、項目等である。

原稿と稿本の構成は、全体にわたってほぼ同じである。ところが、各章の前半の小学校・幼稚園・男子高等普通教育・女子高等普通教育・専門教育・大学教育・師範教育・実業教育・盲啞教育の各款と最後の学校等職員関係・教育行政機関の款は、原稿・稿本と刊行本の配列が一致しているが、「感化教育」「私立学校等に対する監督」「教育と宗教の分離」「外国人教育及在外本邦人教育」「教科用図書」「学校衛生」「官立学校の経理」「学校卒業者に対する特典」「教育上の機会均等」「社会教育」「学芸院（アカデミー）等」といったテーマを表題にした款の配列は、原稿・稿本と刊行本との間で一致しない。「感化教育」など、原稿・稿本にないものが刊行本に入っている場合もある。

第二編「本論」の第六章「明治三十七八年日露戦役より大正八年即ち世界大戦直後に至るまで」（第四巻収録）の「第廿六款 南北朝問題と教科書」「第廿七款 国語政策と文部省の方針」は、本文の表題の下に（渡部董之介執筆）と記載されている。松浦の「序」に「執筆は南北朝問題及国語問題に関する部分に就き渡部董之介君を煩はした」と書かれていることと一致する。この2つの款は、原稿・稿本にはないので、稿本作成後に書き加えたものと思われる。また、刊行本の第二編各章の最後に「学事諸統計」が置かれているが、これも原稿・稿本にはない。

以上のことから、次のような編纂のプロセスによって『発達史』が編纂されたことが推定される。

- (1) 松浦が原稿を執筆した。
- (2) 原稿をもとに謄写版印刷により稿本を作成した。
- (3) 稿本を関係者に配布して、構成や内容についての意見を集めた。
- (4) 関係者からの意見をふまえて、松浦が改めて印刷用の原稿を作成した。
- (5) 印刷用原稿をもとに印刷、製本されて『発達史』が完成した。

学大図書館に保存されているのは、最初に執筆された原稿である。印刷用の原稿であれば、印刷会社に提出され、編集者によって製版のための指示がおそらく赤字で書き込まれ、それを見ながら植字工が活字を並べて版を1枚ずつ作っていくことになるはずであるから、印刷が終わってから編纂会に返却されることは考えにくい（返却されたとしても、赤字が入り、インクで汚れているはずである）。

また、稿本の中身は大きく手直しされて刊行本が作られた。例として、別紙の「刊行本第四章第二款（第三巻三七～四三頁）の記述の稿本からの変更箇所」によって第四章の「第二款 初等普通教育（小学教育）」の冒頭の部分の変更箇所を確認してみたい。1886年に「小学校令」が制定公布された時の記述である。

稿本では、小学校令の引用の直後に「小学校令の要点」として五項目の説明が書かれていたが、刊行本では、「小学校ノ学科及其程度」等の引用のあとに「小学校令及之に基きたる施行規程に定むる所の要点」として、関連する法令の趣旨を加えた説明がなされている。また1886年12月28日の文部省令第25号や87年10月27日の文部省令第10号が加筆されている。稿本ではこれらの省令が欠落していたのである。

このことから、稿本を手直しして印刷用原稿が作成されたことが推測される。つまり原稿段階で1回、稿本から印刷用原稿を作成する段階でもう1回、原稿が作成されたことが推測されるのである。

なお、原稿作成にあたって参照されたと推測される『教育法令目録』という冊子がある（野間研のみ所蔵）。明治の初めから1932年までの法令の目録で、稿本が作成されているので、関係者にも配ったと推測される。

#### 4. 歴史書としての『発達史』

松浦は、『発達史』第一巻冒頭の「序」において、編纂の趣旨や意図を次のように説明している。

本書は我国国民教育制度の起源を為せる明治五年の「学制」頒布以後、昭和七年末に至るまでを限界として、勉めて主観を避け、事実を事実として為し得る丈忠実に、法令等の正文に就き、制度変遷の迹を叙することを目的としたものである（陸海軍の学校及諸官省に於て所属官吏吏員養成の為にする学校の如きは特別の關係に属するものであるから之を除く）。執筆は南北朝問題

及国語問題に関する部分に就き渡部董之介君を煩はした以外は、編纂会委員諸君の助力の下に全部私自身の手によつたものであるから、執筆者としての責任は全然私の負ふ所である。単に法令の集録に過ぎぬではないかといふが如き非難も勿論あるであらう。其他総て私の微力の為に服部報公会の折角の好意に酬ゆる能はず、其期待に副ひ得なかつたであらうことは自ら顧みて慚愧に堪へぬ。唯本書が他日独自の見識を以て教育史を説かんとする人の為に、幾分か資料として役立つ得るならば私の幸之に過ぐるものはない。

ほとんどが法令の引用であることは、「勉めて主観を避け、事実を事実として為し得る丈忠実に、」  
「制度変遷の迹を叙することを目的とした」結果として採用された叙述方法であると説明している。また「法令の集録」ではないかという「非難」を予想している（稿本を読んだ人から指摘されたのかもしれない）ので、編纂の意図や目的としては必ずしも「法令の集録」ではなかったと解釈することができる。

原稿・稿本と刊行本が一致している小学校から実業教育までの各学校制度と学校等職員関係・教育行政機関の部分は、教育制度の根幹であるから、時期によってその構成や配列が変化しない。一方、原稿・稿本と刊行本で構成や配列が異なる「教育と宗教との分離」「学校卒業者に対する特典」「教育上並に就職上の機会均等」といった款は、各時期の教育の状況や動向を示している。松浦は、時期によって必要な款を加えて、その時期全体の歴史的な展開を叙述することを意図したものと考えられる。

法令史料集であることを追求すれば、時期区分は不要である。例えば、小学校に関する法令の章を立て、その章の中で小学校に関する法令の制定や改廃の履歴を追えばよい。『発達史』は10年前後の期間で区分してしまっているため、改廃の履歴を追う際には、複数の冊子を開かなければならない。

1つの法令の改廃履歴が複数の冊子にまたがっている不便を解消することを意図して（さらには旧制度の法令が1932年で『発達史』と『近代日本教育制度史料』とに分かれている不便をも解消するために）、筆者は『近代日本教育法令体系』（港の人、2009年、全1巻）を編集、刊行した。構成は次のとおりである。これは法令史料集そのものであり、章・節に分類して収録した各法令の制定や改廃の履歴をひと続きに（時期に区分せずに）並べてある。

## 第一章 憲法と教育理念

第一節 大日本帝国憲法 第二節 教育関係の主要な詔勅

第三節 基本理念・方針に関する訓令

## 第二章 教育行政

第一節 内閣 第二節 文部省（官制等） 第三節 文部省（分課規程等）

第四節 官吏制度 第五節 委員会 第六節 府県・郡の教育行政体制

第七節 市町村の教育行政体制

## 第三章 小学校

第一節 小学校令・国民学校令 第二節 小学校令・国民学校令の関連諸法令

## 第四章 中等教育・青年教育

第一節 中学校 第二節 高等女学校 第三節 実業学校 第四節 中等学校

第五節 青年訓練所 第六節 青年学校

## 第五章 高等教育・学術研究

第一節 大学 第二節 専門学校・実業専門学校 第三節 高等学校

第四節 文部省直轄諸学校官制 第五節 会計・財政制度

第六節 研究機関および学術・芸術団体 第七節 留学

第八節	戦時中の在学・修業年限の臨時短縮
第六章	教員養成
第一節	師範学校令・師範教育令・教員養成諸学校官制
第二節	師範学校関係の省令等および小学校教員検定
第三節	高等師範学校・女子高等師範学校
第四節	臨時教員養成所
第五節	師範学校・中学校・高等女学校教員の検定制度
第六節	実業学校教員の資格と養成
第七節	実業補習学校・青年学校教員の養成と資格
第八節	高等学校等の教員の資格・養成
第九節	東京音楽学校等における教員養成
第七章	その他の法令
第一節	障害児学校
第二節	幼稚園
第三節	私立学校および文部大臣所管の法人
第四節	公立学校職員
第五節	学校事務職員
第六節	教科用図書等
第七節	学校衛生
第八節	訓育、生活指導、懲戒等
第九節	社会教育
第十節	兵役・教練
第十一節	就業年齢等の制限および徒弟制度
第十二節	感化・矯正教育
第十三節	戦時動員法令
第十四節	外地における日本人教育および外地・内地間の学校制度の連絡
第十五節	その他の法令

法令史料集として構想すれば、領域の分類方法（領域別の章の立て方）はともかく、このような構成になったはずである。このような構成の方が検索しやすく、利便性が高いが、各法令が制定されたり改廃されたりすることは時代の状況と関連する。松浦は、時代の状況との関連で法令の制定や改廃を説明しようと考えたものと推測される。

また、法令史料集であれば、わざわざ稿本を作って構成案を多くの関係者に見てもらう必要はなかったはずである。領域の分類方法（章の立て方）には多少の判断の余地があるとしても、どこかに法令が収録されていれば、法令集としては十分である。

佐藤秀夫は『発達史』を「史料集」と性格規定したが、筆者は、「史料集」であると同時に、歴史書としての性格をも有する文献だと考えている。

『発達史』の原稿と稿本は、その存在が、『発達史』が組織的で大がかりな作業を経て、歴史書として編纂されたことを伝えてくれている。その意味でとても貴重な、（教育）文化財ともいべき資料である。

#### （補記）

学大図書館にも野間研にも外国の教育制度の調査報告書のような冊子が所蔵されている。『発達史』の稿本とほとんど同じ体裁の表紙がつけられていて、中身が謄写版印刷であることも稿本と共通している。

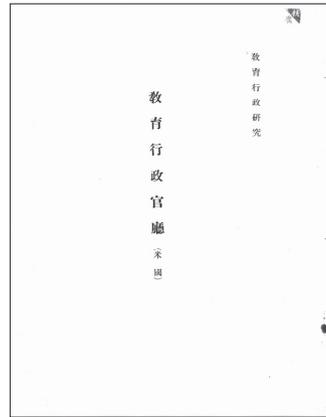
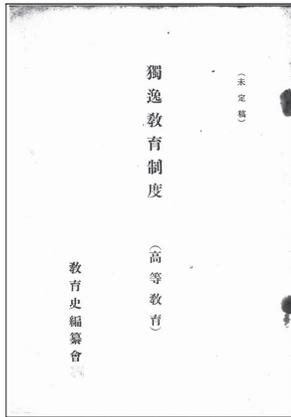
①英国教育制度（教育行政機関）	表紙の右上に「(未定稿)」、左下に「教育史編纂会」
②独逸教育制度（第一編国民学校）	同上
③独逸教育制度（高等教育）	同上
④仏蘭西教育制度（第五編高等教育）	同上
⑤仏蘭西教育制度（第六編教員養成機関）	同上
⑥教育行政官庁（米国）	表紙の右上に「教育行政研究」
⑦教育行政官庁（独逸）	同上

⑧教育行政官庁（仏国）

同上

⑨教育行政官庁（伊太利）

表紙の右上に「(未定稿)」、左下に「教育史編纂会」



①～⑤と⑨は学大図書館に、②～⑧は野間研に所蔵されている。すべてに「教育史編纂会」と書かれているわけではないが、「教育史編纂会」と書かれている⑨と書かれていない⑥～⑧の3冊は、「教育行政官庁（ ）」という同じ形式の表題が付されている。これらは、『発達史』とともに教育史編纂会の事業として編纂が行われた、欧米の教育制度を総覧するような刊行物の稿本だった可能性がある。

『発達史』の稿本には、この外国編とも言うべきシリーズの編纂についてはまったく言及がない。文部省（教育）調査部が1931年から42年まで『教育制度の調査』、また文部省調査部が31年から33年まで『内外教育制度の調査』と題した調査報告書を刊行した。この文部省の調査事業となんらかの関係があるのかもしれないが、関係の有無を明らかにするためには内容の照合作業が必要である。また、これらは全体のごく一部と推測されるので、残りの稿本の存在の確認も必要であろう。

#### （付記）

本稿は2023年6月6日に第22回東京学芸大学教育講演会で報告した内容をもとにしつつ、その後に大森教授とともに補充調査を行った結果に基づいて執筆したものである。

別紙 刊行本第四章第二款（第三卷三七―四三頁）の記述の稿本からの変更箇所

稿本にあつて刊行本にない箇所（削除された箇所）は「」で括り、稿本になくて刊行本に加えられている箇所（加筆された箇所）は傍線で示し、注記は「」内に記載する。

第二款 初等普通教育（小学教育）

従来は教育令といふ一箇の規程中に総ての種類に關する事項を包括したのであつたが、文相森の時に学校の種類毎に別「箇」の学校令を作ることとなり、即ち小学校に關しては、明治十九年四月「」十日勅令第十四号を以て左の如く小学校令が制定せられた。

小学校令

第一条 小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス（後略、引用は刊行本で二四行）

「此小学校令の要点を挙げる」と

(一) 従来小学校に高等科中等科初等科といふが如き区別があつてもこれは一学校中の等級であつたが今回は之を改め小学校に尋常、高等といふ二箇の種類を設けたこと。

(二) 従来は義務教育年限は最少限三箇年であつたのを今回は之を尋常小学校四箇年に延長したこと。

(三) 区町村費を以て小学簡易科を設け尋常小学校に代用し其教員の俸給は地方税を以て之を補助することを得しめたこと。

(四) 私立学校に於て小学校と均しき普通教育を施さんとするものは予め府知事県令の認可を経べきものとしたこと。

(五) 従来は小学校の経費は主として区町村費を以て之に充てたが今回は生徒の授業料を以て主要の財源とし又寄附金其他の収入は小学校の経費に充つることを得とし、授業料及寄附金等を以て経費を支弁する能はざる場合に区町村会の議決に依り区町村費より其不足を補ひ得るものとしたこと等である。」

明治十九年五月二十五日文部省令第八号を以て左の如く小学校令第十二条に基く小学校の学科及其程度が定められた。

勅令第十四号小学校令第十二条二基キ小学校ノ学科及其程度ヲ定ムルコト左ノ如シ  
小学校ノ学科及其程度

第一条 尋常小学校ノ修業年限ヲ・・・（後略、引用は刊行本で五二行）

同日又北海道庁府県に対する文部省訓令第一号を以て左の如く小学簡易科要領が「達せ」定められた。

小学簡易科ハ左ノ要領ニ依リ土地ノ情况ヲ考ヘ其教則ヲ定ムヘシ

小学簡易科要領

一 修業年限・・・（後略、引用は刊行本で七行）

明治十九年六月九日文部省は北海道庁府県に対する「左記同省」訓令第五号を「以て左の如く達した」発した。

文部省令第八号・・・（後略、引用は刊行本で二行）

右の小学校令及之に基きたる施行規程に定むる所の要点を挙げると、

(一) 従来小学校に高等科中等科初等科といふが如き区別があつても、これは一学校中の等級であつたが、今回は之を改め、小学校に尋常高等といふ二箇の種類を設けたこと

(二) 従来は義務教育年限は最少限三箇年であつたのを、今回は之を尋常小学校の教科を終るまで即ち四箇年に延長したこと

(三) 区町村費を以て小学簡易科を設け、尋常小学校に代用し、其教員の俸給は地方税を以て之を補助するを得しめたこと

(四) 私立学校に於て小学校と均しき普通教育を施さんとする者は予め府知事県令の認可を経べきものとしたこと

(五) 従来は小学校の経費は主として区町村費を以て之に充てたが、今回は生徒の授業料を以て主要の財源とし、又寄附金其他の収入は小学校の経費に充つることを得るものとし、授業料及寄附金等を以て経費を支弁する能はざる場合には区町村会の議決に依り区町村費より其不足を補ひ得るものとしたこと但小学簡易科は貧民の子弟を收容するのであるから、其経費は全部区町村費を以て支弁すべきものとしたこと等である。

明治十九年十二月二十八日文部省令第二十五号を以て左の如く文部省令第八号の学科及程度中に改正が行はれた。

文部省令第八号・・・（後略、引用は刊行本で四行）

明治二十年十月二十七日文部省令第十号を以て左の如く明治十九年文部省令第八号小学校の学科及其程度中に改正が行はれた。

明治十九年五月文部省令第八号・・・（改略、引用は刊行本で二行）

別表

『明治以降教育制度発達史』原稿・稿本・刊行本構成対照表

原稿	稿本 (明治以後本邦教育制度発達史)	刊行本 (明治以降教育制度発達史)
<p>1 明治以前ノ教育 (第一巻 上)</p> <p>序論</p> <p>第一章 概説</p> <p>第二章 上代より徳川時代に至るまでの教育</p> <p>第三章 徳川時代の教育</p> <p>2 明治時代 (学制頒布マデ)ノ教育 (第一巻 下)</p> <p>第四章 明治維新以後「学制」頒布に至るまでの教育</p> <p>.....</p>	<p>『明治教育史』</p> <p>序論</p> <p>第一章 概説</p> <p>第二章 上代より徳川時代に至るまでの教育</p> <p>第三章 徳川時代の教育</p> <p>第四章 明治維新以後「学制」頒布に至るまでの教育</p> <p>.....</p>	<p>第一巻</p> <p>第一編 序論</p> <p>第一章 概説</p> <p>第二章 上代より徳川時代に至るまでの教育</p> <p>第三章 徳川時代の教育</p> <p>第四章 明治維新以後「学制」頒布に至るまでの教育</p> <p>.....</p>
<p>3 第一期 1 (第二巻 上)</p> <p>本論 総説</p> <p>第一章 [表題なし]</p> <p>第二章 第一期</p> <p>「学制」の頒布より明治十二年教育令制定に至るまで</p> <p>第一款 「学制」の頒布</p>	<p>第二巻</p> <p>本論 総説</p> <p>第一章 [表題なし]</p> <p>第二章 第一期</p> <p>「学制」の頒布より明治十二年教育令制定に至るまで</p> <p>第一款 「学制」ノ頒布</p>	<p>第二巻</p> <p>第二編 本論</p> <p>第一章 概説</p> <p>第二章 「学制」の頒布より明治十二年教育令制定に至るまで</p> <p>第一款 「学制」の頒布</p>
<p>4 第一期 2 (第二巻 下)</p> <p>第二款 小学教育 (初等普通教育)</p> <p>第三款 幼稚園</p> <p>第四款 男子中等教育 (高等普通教育)</p>	<p>第二款 小学教育 (初等普通教育)</p> <p>第三款 幼稚園</p> <p>第四款 男子中等教育 (高等普通教育)</p>	<p>第二款 初等普通教育 (小学教育)</p> <p>第三款 幼稚園</p> <p>第四款 男子高等普通教育 (中学教育)</p>
<p>5 第一期 3 (第三巻 上)</p> <p>第五款 女子中等教育 (高等普通教育)</p> <p>第六款 専門教育及実業専門教育</p>	<p>第五款 女子中等教育 (高等普通教育)</p> <p>第六款 専門教育及実業専門教育</p>	<p>第五款 女子高等普通教育 (高等女学校教育)</p> <p>第六款 専門教育及実業専門教育</p>
<p>6 第一期 4 (第三巻 下)</p> <p>第七款 大学教育及大学予備教育</p> <p>第八款 師範教育其他教員養成制度</p> <p>第九款 盲啞教育</p> <p>第十款 社会教育</p> <p>第十一款 学芸院 (アカデミー) 及学芸教育等に関する団体</p> <p>第十二款 学校衛生</p> <p>第十二款 教科用図書</p> <p>第十四款 学校職員</p> <p>第十五款 教育行政機関</p>	<p>第七款 大学教育及大学予備教育</p> <p>第八款 師範教育其他教員養成制度</p> <p>第九款 盲啞教育</p> <p>第十款 社会教育</p> <p>第十一款 学芸院 (アカデミー) 及学芸教育等に関する団体</p> <p>第十二款 学校衛生</p> <p>第十三款 教科用図書</p> <p>第十四款 学校職員</p> <p>第十五款 教育行政機関</p>	<p>第七款 大学教育及大学予備教育 附学位</p> <p>第八款 師範教育其他教員養成制度</p> <p>第九款 盲啞教育</p> <p>第十款 教科用図書</p> <p>第十一款 学校衛生</p> <p>第十二款 学校卒業者に対する特典</p> <p>第十三款 社会教育</p> <p>第十四款 学芸院 (アカデミー) 等</p> <p>第十五款 学校等職員関係</p> <p>第三巻</p> <p>第十六款 教育行政機関</p> <p>学事諸統計 (第一期附表)</p>

7 第二期 1

第三章 第二期

明治十二年教育令の制定より諸学校令の整頓に至るまで

第一款 明治十二年教育令の制定及其後の変遷

第二款 小学教育（初等普通教育）

第三款 幼稚園

第四款 男子中等教育（高等普通教育）

第五款 女子中等教育（高等普通教育）

8 第二期 2

第六款 専門教育

第七款 大学教育及大学予備教育

第八款 師範教育及其他教員養成制度

第九款 実業教育

第十款 盲啞教育

第十一款 社会教育

第十二款 学芸院（アカデミー）及学芸教育等に関する団体

第十三款 学校衛生

第十四款 教科用図書

第十五款 学校職員関係

第十六款 教育行政機関

9 第三期 1

第四章 第三期

明治十九年諸学校令整頓より明治二十七八年日清戦役に至るまで

第一款 概説

第二節 小学教育

10 第三期 2

第二款 小学教育〔続き〕

第三款 幼稚園

第四款 男子中等教育（高等普通教育）

11 第三期 3

第五款 女子中等教育（高等普通教育）

第四卷 第二期

第三章

明治十二年教育令の制定より諸学校令の整頓に至るまで

第一款 明治十二年教育令の制定及其後の変遷

第二款 小学校教育（初等普通教育）

第三款 幼稚園

第四款 男子中等教育（高等普通教育）

第五款 女子中等教育（高等普通教育）

第六款 専門教育

第七款 大学教育及大学予備教育

第八款 師範教育及其他教員養成制度

第九款 実業教育

第十款 盲啞教育

第十一款 社会教育

第十二款 学芸院（アカデミー）及学芸教育等に関する団体

第十三款 学校衛生

第十四款 教科用図書

第十五款 学校職員関係

第十六款 教育行政機関

第五卷 第三期

第四章

明治十九年諸学校令整頓より明治二十七八年日清戦役に至るまで

第一款 概説

第二款 小学教育

第三款 幼稚園

第四款 男子中等教育（高等普通教育）

第五款 女子中等教育（高等普通教育）

第三章 明治十二年教育令の制定より明治十九年諸学校令の整頓に至るまで

第一款 明治十二年教育令の制定及其後の変遷

第二款 初等普通教育

第三款 幼稚園

第四款 男子高等普通教育（中学教育）

第五款 女子高等普通教育（高等女学校教育）

第六款 専門教育

第七款 大学教育及大学予備教育 附学位

第八款 師範教育及其他教員養成制度

第九款 実業教育

第十款 盲啞教育

第十一款 教科用図書

第十二款 学校衛生

第十三款 学校卒業者に対する特典

第十四款 社会教育

第十五款 学芸院（アカデミー）等

第十六款 学校等職員関係

第十七款 教育行政機関

学事諸統計（第二期附表）

第四卷

第五章 明治二十七八年日清戦役より明治三十七八年日露戦役に至るまで

第一款 概説

第二款 初等普通教育（小学関係）

第三款 幼稚園

第四款 男子高等普通教育（中学校教育）

第五款 女子高等普通教育（高等女学校教育）

<p>12</p>	<p>第六款 専門教育 第七款 大学及同予備教育附学位 第三期 4 第八款 師範教育其他教員養成制度 第九款 実業教育 第三期 5 第十款 盲啞教育 第十一款 社会教育 第十二款 学芸院（アカデミー）及学芸教育に関する団体 第十三款 学校衛生 第十四款 教科用図書 第十五款 学校卒業者等に対する特典 第十六款 官立学校等の経理 第十七款 学校職員関係</p>	<p>第六款 専門教育 第七款 大学教育及大学予備教育附学位 第八款 師範教育其他教員養成制度 第九款 実業教育 第十款 盲啞教育 第十一款 社会教育 第十二款 学芸院（アカデミー）及学芸教育等に関する団体 第十三款 学校衛生 第十四款 教科用図書 第十五款 学校卒業者に対する特典 第十六款 官立学校の経理 第十七款 学校職員関係 第十八款 教育行政機関</p>	<p>第六款 専門教育 第七款 大学教育及大学予備教育 附学位 第八款 師範教育其他教員養成制度 第九款 実業教育 第十款 盲啞教育 第十一款 感化教育 第十二款 学制改革問題 第十三款 私立学校等に対する監督 第十四款 教育と宗教との分離 第十五款 外国人教育及在外本邦人教育 第十六款 教科用図書 第十七款 学校衛生 第十八款 官立学校の経理 第十九款 学校卒業者に対する特典 第二十款 教育上の機会均等 第二十一款 社会教育 第二十二款 学芸院（アカデミー）等 第二十三款 学校等職員関係 第二十四款 教育行政機関 学事諸統計（第四期附表） ..... 第四卷</p>
<p>14</p>	<p>第三期 6 第十七款 学校職員関係〔続き〕 第十八款 教育行政機関 ..... 第四期 1 第四〔五〕章 第四期 明治三十七八年日露戦役に至るまで 第一款 概説 第二款 小学教育 第三款 幼稚園 第四期 2 第四款 男子中等教育 第四期 3 第五款 女子中等教育 第六款 専門教育 第四期 4</p>	<p>第六卷A 第四期 第四〔五〕章 明治三十七、八年日露戦役より明治三十七、八年日露戦役に至るまで 第一款 概説 第二款 小学教育 第三款 幼稚園 第六卷B 第四款 男子中等教育 第五款 女子中等教育 第六款 専門教育</p>	<p>..... 第四卷 第五章 明治三十七八年日露戦役より明治三十七八年日露戦役に至るまで 第一款 概説 第二款 初等普通教育（小学関係） 第三款 幼稚園 第四款 男子高等普通教育（中学校教育） 第五款 女子高等普通教育（高等女学校教育） 第六款 専門教育</p>
<p>15</p>	<p>第四〔五〕章 第四期 明治三十七八年日露戦役に至るまで 第一款 概説 第二款 小学教育 第三款 幼稚園 第四期 2 第四款 男子中等教育 第四期 3 第五款 女子中等教育 第六款 専門教育 第四期 4</p>	<p>..... 第四卷 第五章 明治三十七八年日露戦役より明治三十七八年日露戦役に至るまで 第一款 概説 第二款 初等普通教育（小学関係） 第三款 幼稚園 第四款 男子高等普通教育（中学校教育） 第五款 女子高等普通教育（高等女学校教育） 第六款 専門教育</p>	<p>..... 第四卷 第五章 明治三十七八年日露戦役より明治三十七八年日露戦役に至るまで 第一款 概説 第二款 初等普通教育（小学関係） 第三款 幼稚園 第四款 男子高等普通教育（中学校教育） 第五款 女子高等普通教育（高等女学校教育） 第六款 専門教育</p>

第七款	大学教育及大学予備教育附学位	第七款	大学教育及大学予備教育附学位	第七款	大学教育及大学予備教育附学位
第八款	師範教育及教員養成制度	第八款	師範教育及教員養成制度	第八款	師範教育及教員養成制度
19 第四期 5	実業教育	第九款	実業教育	第九款	実業教育
20 第四期 6	盲啞教育	第十款	盲啞教育	第十款	盲啞教育
第十一款	社会教育	第十一款	社会教育	第十一款	社会教育
第十二款	私立学校及教育學術に関する法人の監督	第十二款	私立学校及教育學術に関する法人の監督	第十二款	私立学校及教育學術に関する法人の監督
第十三款	教育と宗教との分離	第十三款	教育と宗教との分離	第十三款	教育と宗教との分離
第十四款	外国人特別入学及在外指定学校	第十四款	外国人特別入学及在外指定学校	第十四款	外国人特別入学及在外指定学校
第十五款	学芸院（アカデミー）及学芸教育等に関する諸団体	第十五款	学芸院（アカデミー）及学芸教育等に関する諸団体	第十五款	学芸院（アカデミー）及学芸教育等に関する諸団体
第十六款	学校衛生	第十六款	学校衛生	第十六款	学校衛生
第十七款	教科用図書	第十七款	教科用図書	第十七款	教科用図書
第十八款	学校卒業者等に対する特典	第十八款	学校卒業者等に対する特典	第十八款	学校卒業者等に対する特典
第十九款	教育の機会均等	第十九款	教育の機会均等	第十九款	教育の機会均等
第二十款	官立学校等の経理	第二十款	官立学校等の経理	第二十款	官立学校等の経理
21 第四期 7	学校職員関係	第二十一款	学校職員関係	第二十一款	学校職員関係
22 第四期 8	教育行政機関	第二十二款	教育行政機関	第二十二款	教育行政機関
23 第五期 1	日露戦後より歐洲大戦終了後に至るまでの教育	第二十三款	学校等職員関係	第二十三款	学校等職員関係
24 第五期 2	小学教育	第二十四款	教育行政機関	第二十四款	教育行政機関
25 第五期 3	幼稚園	第二十五款	学事諸統計（第四期附表）	第二十五款	学事諸統計（第四期附表）
26 第五期 4	男子高等普通教育	第六卷	第五卷	第六卷	第五卷
26 第五期 4	女子高等普通教育	第六章	明治三十七八年日露戦役より大正八年即ち世界大戦直後に至るまで	第六章	明治三十七八年日露戦役より大正八年即ち世界大戦直後に至るまで
		第一款	概説	第一款	概説
		第二款	小学教育	第二款	初等普通教育（小学教育）
		第三款	幼稚園	第三款	幼稚園
		第四款	男子高等普通教育	第四款	男子高等普通教育（中学校及高等学校教育）
		第五款	女子高等普通教育	第五款	女子高等普通教育（高等学校教育）

27	第五期 5	第六款 専門教育	第六款 専門教育	第六款 専門教育
28	第五期 6	第七款 大学教育及大学予備教育	第七款 大学教育及大学予備教育	第七款 大学教育及大学予備教育 附学位
29	第五期 7	第八款 師範教育其他教員養成制度	第八款 師範教育及教員養成制度	第八款 師範教育其他教員養成制度
30	第五期 8	第九款 実業教育	第九款 実業教育	第九款 実業教育
31	第五期 9	第九款 実業教育 (続き)	第九款 実業教育	
32	第五期 10	第九款 実業教育 (続き)	第九款 実業教育	
33	第五期 11	第十款 盲啞教育 第十一款 社会教育 第十二款 私立学校及教育學術に関する法人の監督 第十三款 教育と宗教との分離 第十四款 外国人教育及び在外邦人教育 第十五款 学芸院 (アカデミー) 及学術会等	第十款 盲啞教育 第十一款 社会教育 第十二款 私立学校及教育學術に関する法人の監督 第十三款 教育と宗教との分離 第十四款 外国人教育及在外指定教育 第十五款 学芸院 (アカデミー) 及学術会等	第十款 盲啞教育 第十一款 感化教育 第十二款 学制改革問題 第十三款 高等教育機関創設及拡張計画 第六卷 第十四款 私立学校等に対する監督 第十五款 教育と宗教との分離 第十六款 外国人教育及在外本邦人教育 第十七款 教科用図書 第十八款 学校衛生及体育 第十九款 官立学校の経理 第二十款 学校卒業者等に対する特典 第二十一款 教育上並に就職上の機会均等 第二十二款 社会教育 第二十三款 学芸院 (アカデミー) 等 第二十四款 学校等職員の資格
34	第五期 12	第十六款 学校衛生	第十六款 学校衛生	
35	第五期 13	第十七款 教科用図書	第十七款 教科用図書	
36	第五期 14	第十八款 学校卒業者等に対する特典 第十九款 教育の機会均等 第二十款 官立学校の経理	第十八款 学校卒業者等に対する特典 第十九款 教育の機会均等 第二十款 官立学校の経理	
37	第五期 15	第二十一款 学校図書館職員関係	第二十一款 学校図書館職員関係	
38	第五期 16	第二十一款 学校図書館職員関係 (続き)	第二十一款 学校図書館職員関係	
39	第五期 17	第二十一款 学校図書館職員関係 (続き)	第二十一款 学校図書館職員関係	
40	第五期 18	第二十二款 学制改革問題	第二十二款 学制改革問題	
41	第五期 19			

第二十三款 教育行政機関	第二十三款 教育行政機関	第二十五款 教育行政機関
.....	.....	第廿六款 南北朝問題と教科書
42 第六期 1	第七〔六〕期 第六〔七〕章	第廿七款 国語政策と文部省の方針
幼稚園	〔第一款 概説〕	学事諸統計（第五期附表）
小学教育	第二款 小学教育	.....
43 第六期 2	第三款 幼稚園	第七卷
男子高等普通教育	第七期B	第七章 大正九年即ち世界大戦直後より昭和七年末に 至るまで
44 第六期 3	第四款 男子高等普通（中学校及高等学校）	第一款 概説
男子高等普通教育	第五款 女子高等普通教育（高等女学校）	第二款 初等普通教育（小学教育）
女子高等普通教育	第七期C	第三款 幼稚園
45 第六期 4	第六款 専門教育	第四款 男子高等普通教育（中学校及高等学校教育）
専門教育	第七款 大学教育	第五款 女子高等普通教育（高等女学校教育）
46 第六期 5	第七期D	第六款 専門教育
大学教育	第八款 師範教育其他教員養成制度	第七款 大学教育 附学位
47 第六期 6	第七期E	第八款 師範教育其他教員養成制度
師範教育及教員養成制度	第九款 実業教育	第九款 実業教育
48 第六期 7	第七期F	第八卷
実業教育	第九款 実業教育〔続き〕	第九款 実業教育〔続き〕
49 第六期 8	.....	.....
実業教育〔続き〕	.....	.....
50 第六期 9	.....	.....
実業教育〔続き〕	.....	.....
51 第六期 10	.....	.....
実業教育〔続き〕	.....	.....
52 第六期 11	.....	.....
実業教育〔続き〕	.....	.....
53 第六期 12	.....	.....
実業教育〔続き〕	.....	.....
54 第六期 13	.....	.....
実業教育〔続き〕	.....	.....

55	第六期 14 実業教育〔続き〕		
56	第六期 15 学校に於ける教練の振作 青年訓練	第七期 G 第十款 学校に於ける教練の振作 第十一款 青年訓練	第十款 学校教練の振作 第十一款 青年訓練
57	第六期 16 盲啞教育 社会教育	第十二款 盲啞教育 第十三款 社会教育	第十二款 盲啞教育 第十三款 感化教育
58	第六期 17 私立学校及教育學術に関する法人の監督 教育と宗教との分離 外国人教育及在外邦人教育 学芸院（アカデミー）及学術会等	第七期 H 第十四款 私立学校及教育學芸に関する法人の監督 第十五款 教育と宗教ノ關係 第十六款 外国人教育及在外邦人教育 第十七款 学芸院（アカデミー）及学術会等	第十四款 学制改革問題及高等教育機関拡張整備計 画 第十五款 私立学校等に対する監督 第十六款 教育と宗教との分離 第十七款 外国人教育及在外邦人教育 第十八款 教科用図書 第十九款 学校衛生及体育 第二十款 官立学校の經理 第二十一款 学校卒業者に対する特典 第二十二款 教育上並に就職上の機会均等 第二十三款 社会教育 第二十四款 学芸院（アカデミー）等
59	第六期 18 教科用図書	第十八款 教科用図書	
60	第六期 19 体育及学校衛生	第十九款 体育及学校衛生	
61	第六期 20 学校卒業者に対する特典 教育上の機会均等	第二十款 学校卒業者に対する特典 第二十一款 教育上の機会均等	
62	第六期 21 官立学校の經理	第二十二款 官立学校の經理	
63	第六期 22 学校職員關係	第七期 J 第二十三款 学校職員關係 上	第九卷 第二十五款 学校等職員關係
64	第六期 23 学校職員關係〔続き〕	第七期 K 第二十三款 学校職員關係 下	
65	第六期 24 学校職員關係〔続き〕		
66	第六期 25 学校職員關係〔続き〕		
67	第六期 26 学校職員關係〔続き〕		
68	第六期 27 学校職員關係〔続き〕		
69	第六期 28 学校職員關係〔続き〕		

70 第六期 29	70 第六期 29	
71 第六期 30	71 第六期 30	
72 第六期 31	72 第六期 31	
73 第六期 32	73 第六期 32	
学制改革	学制改革	
学習院 上	学習院 上	
第一章 華族教育	第一章 華族教育	
第一項 総説	第一項 総説	
第二項 学習院	第二項 学習院	
学習院 下	学習院 下	
第二 (三) 項 女子学習院	第二 (三) 項 女子学習院	
朝鮮 1	朝鮮 1	
第三編 新領土其他に於ける教育	第三編 新領土其他に於ける教育	
第一章 総説	第一章 総説	
第二章 朝鮮に於ける教育	第二章 朝鮮に於ける教育	
第一款 併合前の教育	第一款 併合前の教育	
第一 旧時代の教育	第一 旧時代の教育	
第二 過渡時代の教育	第二 過渡時代の教育	
第三 保護時代の教育	第三 保護時代の教育	
第二款 併合直後朝鮮教育令制定より大正十一年改正朝鮮教育令制定に至るまでの教育	第二款 併合直後朝鮮教育令制定より大正十一年改正朝鮮教育令制定に至るまでの教育	
第一項 概説	第一項 概説	
朝鮮 2	朝鮮 2	
第二項 初等普通教育	第二項 初等普通教育	
朝鮮 3	朝鮮 3	
朝鮮 4	朝鮮 4	
第一項 男子高等普通教育	第一項 男子高等普通教育	
第七期 I	第七期 I	
第二十四款 教育行政機関	第二十四款 教育行政機関	
第一項 中央教育行政機関	第一項 中央教育行政機関	
第二項 地方教育行政機関	第二項 地方教育行政機関	
第 款 学制改革問題及高等教育機関拡張整備計画	第 款 学制改革問題及高等教育機関拡張整備計画	
華族教育	華族教育	
第 章 華族教育	第 章 華族教育	
第一項 総説	第一項 総説	
第二項 学習院	第二項 学習院	
第二 (三) 項 女子学習院	第二 (三) 項 女子学習院	
朝鮮 A	朝鮮 A	
新領土ニ於ケル教育	新領土ニ於ケル教育	
第一章 概説	第一章 概説	
第二章 朝鮮における教育	第二章 朝鮮における教育	
第一款 併合前の教育	第一款 併合前の教育	
第一 旧時代の教育	第一 旧時代の教育	
第二 過渡時代の教育	第二 過渡時代の教育	
第三 保護時代の教育	第三 保護時代の教育	
第二款 併合直後朝鮮教育令制定より大正十一年改正朝鮮教育令制定に至るまでの教育	第二款 併合直後朝鮮教育令制定より大正十一年改正朝鮮教育令制定に至るまでの教育	
第一項 概説	第一項 概説	
第二項 初等普通教育	第二項 初等普通教育	
朝鮮 B	朝鮮 B	
第 項 男子高等普通教育	第 項 男子高等普通教育	
第廿六款 教育行政機関	第廿六款 教育行政機関	
第一項 中央教育行政機関	第一項 中央教育行政機関	
第二項 地方教育行政機関	第二項 地方教育行政機関	
学事語統計 (第六期附表)	学事語統計 (第六期附表)	
第八章 華族教育	第八章 華族教育	
第一款 概説	第一款 概説	
第二款 学習院	第二款 学習院	
第三款 女子学習院	第三款 女子学習院	
第十卷	第十卷	
第三編 新領土其他に於ける教育	第三編 新領土其他に於ける教育	
第一章 概説	第一章 概説	
第二章 朝鮮の教育	第二章 朝鮮の教育	
第一款 併合前の教育	第一款 併合前の教育	
第一 旧時代の教育	第一 旧時代の教育	
第二 過渡時代の教育	第二 過渡時代の教育	
第三 保護時代の教育	第三 保護時代の教育	
第二款 併合後の教育	第二款 併合後の教育	
第一項 併合後大正十一年改正朝鮮教育令制定に至るまで	第一項 併合後大正十一年改正朝鮮教育令制定に至るまで	
第一節 概説	第一節 概説	
第二節 初等普通教育	第二節 初等普通教育	
第一目 朝鮮人に対する初等普通教育	第一目 朝鮮人に対する初等普通教育	
第二目 内地人に対する初等普通教育	第二目 内地人に対する初等普通教育	
第三節 幼稚園	第三節 幼稚園	
第四節 男子高等普通教育	第四節 男子高等普通教育	
第一目 朝鮮人に対する男子高等普通教育	第一目 朝鮮人に対する男子高等普通教育	

朝鮮5	第 項 女子高等普通教育	第二目 内地人に対する女子高等普通教育
朝鮮6	第 項 専門教育附産婆看護師の養成	第五節 女子高等普通教育
朝鮮7	第 項 実業教育	第一目 朝鮮人に対する男子高等普通教育
朝鮮8	第 項 師範教育其他教員養成制度	第二目 内地人に対する女子高等普通教育
朝鮮9	第 項 盲啞教育	第六節 専門教育
朝鮮9	第 項 経学院	第七節 師範教育
朝鮮10	第 項 私立学校に対する監督	第八節 実業教育
朝鮮10	第 項 学校衛生及体育	第九節 盲啞教育
朝鮮10	第 項 教科用図書	第十節 経学院等
朝鮮10	第 項 幼稚園	第十一節 私立学校に対する監督
朝鮮10	第 項 社会教育	第十二節 教科用図書
朝鮮10	第 項 学校職員関係	第十四節 社会教育
朝鮮10	第 項 教育行政機関	第十五節 学校等職員関係
朝鮮11	第三款 改正朝鮮教育令制定より昭和七年に至るまでの教育	第十六節 教育行政機関
朝鮮11	第一項 概説	第二項 大正十一年改正朝鮮教育令制定より昭和七年末に至るまで
朝鮮11	第二項 初等普通教育	第一節 改正朝鮮教育令の制定
朝鮮12	第三項 幼稚園	第二節 初等普通教育
朝鮮13	第四項 男子高等普通教育	第三節 幼稚園
朝鮮14	第五項 女子高等普通教育	第四節 男子高等普通教育
朝鮮15	第六項 専門教育(実業専門教育を含む)	第五節 女子高等普通教育
朝鮮16	第七項 専門教育〔続き〕	第六節 専門教育
朝鮮C	第 項 女子高等普通教育	
朝鮮C	第 項 専門教育附産婆看護婦の養成	
朝鮮C	第 項 実業教育	
朝鮮C	第 項 師範教育其他教員養成制度	
朝鮮C	第 項 盲啞教育	
朝鮮C	第 項 経学院	
朝鮮C	第 項 私立学校に対する監督	
朝鮮C	第 項 学校衛生及体育	
朝鮮C	第 項 教科用図書	
朝鮮C	第 項 幼稚園	
朝鮮C	第 項 社会教育	
朝鮮C	第 項 学校職員関係	
朝鮮C	第 項 教育行政機関	
朝鮮D	第三款 改正朝鮮教育令制定より昭和七年に至るまでの教育	
朝鮮D	第一項 概説	
朝鮮D	第二項 初等普通教育	
朝鮮D	第三項 幼稚園	
朝鮮D	第四項 男子高等普通教育	
朝鮮E	第 項 女子高等普通教育	
朝鮮E	第 項 専門教育(実業専門教育を含む)	

朝鮮17	第 7 項 大学教育及大学予備教育	第 7 節 大学及大学予備教育
朝鮮18	第 8 項 師範教育其他教員養成制度	第 8 節 師範教育其他教員養成制度
	第 9 項 実業教育	第 9 節 実業教育
	第 10 項 盲啞教育	第 10 節 学校教練の振作及青年訓練 第 11 節 盲啞教育
	第 11 項 感化院	第 12 節 経学院等
	第 12 項 私立学校に対する監督	第 14 節 私立学校に対する監督
	第 13 項 社会教育	第 15 節 教科用図書
	第 14 項 学校教練ノ振作及青年訓練所	第 16 節 学校衛生及体育
	第 15 項 学校衛生及体育	第 17 節 社会教育
	第 16 項 教科用図書	
	第 17 項 経学院	
朝鮮19	第 18 項 学校職員関係	第 18 節 学校等職員関係
朝鮮20	第 19 項 教育行政機関	第 19 節 教育行政機関
台湾 上1	第 11 卷 (第十一・十二卷)	第十一卷 (第十一・十二卷)
台湾 上2	第 3 章 台湾に於ける教育	第 3 章 台湾の教育
台湾 上3	第 1 款 台湾帰属後大正八年台湾教育令制定に至るまでの教育	第 1 款 台湾帰属後大正八年台湾教育令制定に至るまで
	第 1 項 概説	第 1 項 概説
	第 2 項 初等普通教育	第 2 項 初等普通教育
	第 1 節 本島人に対する普通初等教育	第 1 節 本島人に対する初等普通教育
	第 2 節 内地人に対する普通初等教育	第 2 節 内地人に対する初等普通教育
	第 3 項 幼稚園	第 3 項 幼稚園
	第 4 項 男子高等普通教育	第 4 項 男子高等普通教育
	第 1 節 本島人に対する男子高等普通教育	第 1 節 本島人に対する男子高等普通教育
	第 2 節 内地人の為にする男子高等普通教育	第 2 節 内地人に対する男子高等普通教育
	第 5 項 女子高等普通教育	第 5 項 女子高等普通教育
	第 1 節 本島人に対する女子高等普通教育	第 1 節 本島人に対する女子高等普通教育
	第 2 節 内地人に対する女子高等普通教育	第 2 節 内地人に対する女子高等普通教育
台湾 上4		

第六項	專門教育
第一節	本島人に対する專門教育
第二節	内地人に対する專門教育
第七項	師範教育其他教員養成制度
第八項	実業教育
第一節	本島人に対する実業教育
第二節	内地人に対する実業教育
第九項	盲啞教育
第十項	感化教育
第十一項	私立学校に対する監督
第十二項	教科用図書
第十三項	学校衛生
第十四項	社会教育
第十五項	学校等職員関係
第十六項	教育行政機関

第六項	師範教育其他教員養成制度
第七項	專門教育
第一節	本島人に対する專門教育
第二節	内地人に対する專門教育
第八項	実業教育
第一節	本島人に対する実業教育
第二節	内地人に対する実業教育
第九項	私立学校に対する監督
第十項	社会教育
第十一項	学校衛生
第十二項	教科用図書
第十三項	教科用図書
第十四項	学校職員関係
第十五項	教育行政機関

第六項	師範教育其他教員養成制度
第七項	專門教育
第一節	本島人に対する專門教育
第二節	内地人に対する專門教育
第八項	実業教育
第一節	本島人に対する実業教育
第二節	内地人に対する実業教育
第九項	私立学校に対する監督
第十項	社会教育
第十一項	学校衛生
第十二項	教科用図書
第十三項	教科用図書
第十四項	学校職員関係
第十五項	教育行政機関

台湾 中全. . . . . 台湾 (D) . . . . .

第二款	大正八八年台湾教育令制定より大正十一年改正台湾教育令制定に至るまで
第一項	台湾教育令の制定
第二項	初等普通教育
第一節	本島人に対する初等普通教育
第二節	内地人に対する初等普通教育
第三項	幼稚園
第四項	男子高等普通教育
第一節	本島人に対する男子高等普通教育
第二節	内地人に対する男子高等普通教育
第五項	女子高等普通教育
第一節	本島人に対する女子高等普通教育
第二節	内地人に対する女子高等普通教育
第六項	專門教育
第一節	本島人に対する專門教育
第二節	内地人に対する專門教育
第七項	師範教育其他教員養成制度
第一節	師範学校及師範科
第二節	委託生及留学生

第二款	大正八八年台湾教育令制定より大正十一年改正台湾教育令制定に至るまでの教育
第一項	台湾教育令の制定
第二項	初等普通教育
第一節	本島人に対する初等普通教育
第二節	内地人に対する初等普通教育
第三項	幼稚園
第四項	男子高等普通教育
第一節	本島人に対する男子高等普通教育
第二節	内地人に対する男子高等普通教育
第五項	女子高等普通教育
第一節	本島人に対する女子高等普通教育
第二節	内地人に対する女子高等普通教育
第六項	專門教育
第一節	本島人に対する專門教育
第二節	内地人に対する專門教育
第七項	師範教育其他教員養成制度
第一節	師範学校及師範科
第二節	委託生及留学生

第二款	大正八八年台湾教育令制定より大正十一年改正台湾教育令制定に至るまでの教育
第一項	台湾教育令の制定
第二項	初等普通教育
第一節	本島人に対する初等普通教育
第二節	内地人に対する初等普通教育
第三項	幼稚園
第四項	男子高等普通教育
第一節	本島人に対する男子高等普通教育
第二節	内地人に対する男子高等普通教育
第五項	女子高等普通教育
第一節	本島人に対する女子高等普通教育
第二節	内地人に対する女子高等普通教育
第六項	專門教育
第一節	本島人に対する專門教育
第二節	内地人に対する專門教育
第七項	師範教育其他教員養成制度
第一節	師範学校及師範科
第二節	委託生及留学生

<p>第八項 実業教育          第一節 本島人に対する実業教育          第二節 内地人に対する実業教育          第九項 私立学校          第十項 社会教育          第十一項 学校衛生          第十二項 教科用図書          第十三項 学校職員関係          第十四項 教育行政機関          .....          台湾 下1.</p>	<p>第八項 実業教育          第一節 本島人に対する実業教育          第二節 内地人に対する実業教育          第九項 私立学校          第十項 社会教育          第十一項 学校衛生          第十二項 教科用図書          第十三項 学校職員関係          第十四項 教育行政機関          .....          台湾 (E)</p>	<p>第八項 実業教育          第一節 本島人に対する実業教育          第二節 内地人に対する実業教育          第九項 盲哑教育          第十項 感化教育          第十一項 私立学校に対する監督          第十二項 教科用図書          第十三項 学校衛生          第十四項 社会教育          第十五項 学校等職員関係          第十六項 教育行政機関          .....          第三款 大正十一年改正台湾教育令制定より昭和七          年未に至るまで          第一項 改正台湾教育令の制定          第二項 初等普通教育          第三項 幼稚園          第四項 男子高等普通教育          第五項 女子高等普通教育          第六項 専門教育          第七項 大学教育 附学位          第八項 師範教育其他教員養成制度          第九項 実業教育          第十項 学校教練の振作及青年訓練          第十一項 盲哑教育          第十二項 感化教育          第十三項 私立学校に対する監督          第十四項 教科用図書          第十五項 学校衛生          第十六項 社会教育          第十七項 学校等職員関係          第十八項 教育行政機関          .....          第四款 特殊の教育施設</p>
<p>第三款 大正十一年改正台湾教育令制定より昭和七          年未に至るまでの教育          第一項 改正台湾教育令の制定          第二項 初等普通教育          第三項 幼稚園          第四項 男子高等普通教育          第五項 女子高等普通教育          第六項 専門教育          第七項 大学教育          第八項 師範教育其他教員養成制度          第九項 実業教育          第十項 盲哑教育          第十一項 私立学校に対する監督          第十二項 学校用連の振作及青年訓練所          第十三項 学校衛生          第十四項 感化教育          第十五項 教科用図書          第十六項 社会教育          第十七項 学校職員関係          第十八項 教育行政機関          .....          台湾 下2.</p>	<p>第三款 大正十一年改正台湾教育令制定より昭和七年          未に至るまでの教育          第一項 改正台湾教育令の制定          第二項 初等普通教育          第三項 幼稚園          第四項 男子高等普通教育          第五項 女子高等普通教育          第六項 専門教育          第七項 大学教育          第八項 師範教育其他教員養成制度          第九項 実業教育          第十項 盲哑教育          第十一項 私立学校に対する監督          第十二項 学校用連の振作及青年訓練所          第十三項 学校衛生          第十四項 感化教育          第十五項 教科用図書          第十六項 社会教育          第十七項 学校職員関係          第十八項 教育行政機関          .....          台湾 (F)</p>	<p>第三款 大正十一年改正台湾教育令制定より昭和七          年未に至るまで          第一項 改正台湾教育令の制定          第二項 初等普通教育          第三項 幼稚園          第四項 男子高等普通教育          第五項 女子高等普通教育          第六項 専門教育          第七項 大学教育 附学位          第八項 師範教育其他教員養成制度          第九項 実業教育          第十項 学校教練の振作及青年訓練          第十一項 盲哑教育          第十二項 感化教育          第十三項 私立学校に対する監督          第十四項 教科用図書          第十五項 学校衛生          第十六項 社会教育          第十七項 学校等職員関係          第十八項 教育行政機関          .....          第四款 特殊の教育施設</p>



<p>第一款 総説 第一〔ママ〕款 初等普通教育 第二款 男子高等普通教育 第三款 女子高等普通教育 第四款 専門教育 第五款 実業教育 第六款 教員養成制度 第七款 私立学校に対する監督 第八款 幼稚園 第九款 学校衛生 第十款 現役将校配属に依る学校教練の振作及青年訓練</p>	<p>第一款 総説 第一〔ママ〕款 初等普通教育 第二款 男子高等普通教育 第三款 女子高等普通教育 第四款 専門教育 第五款 実業教育 第六款 教員養成制度 第七款 私立学校に対する監督 第八款 幼稚園 第九款 学校衛生 第十款 現役将校配属に依る学校教練の振作及青年訓練</p>	<p>第一款 概説 第二款 初等普通教育 第三款 幼稚園 第四款 男子高等普通教育 第五款 女子高等普通教育 第六款 専門教育 第七款 教員養成制度 第八款 実業教育 第九款 学校教練の振作及青年訓練 第十款 盲啣教育 第十一款 私立学校に対する監督 第十二款 学校衛生 第十三款 社会教育 第十四款 学校等職員関係 第十五款 教育行政機関</p>
<p>南洋 全 第一款 学校職員関係 第二款 教育行政機関</p>	<p>南洋 全 第一款 学校職員関係 第二款 教育行政機関</p>	<p>第十三款 社会教育 第十四款 学校等職員関係 第十五款 教育行政機関</p>
<p>南洋 全 第一章 南洋群島に於ける教育 第一款 総説 第二款 初等普通教育 第三款 第一項 島人に対する初等普通教育 第四款 第二項 内地人に対する初等普通教育 第五款 幼稚園 第六款 実業教育 第七款 学校衛生 第八款 第七〔六〕款 学校職員関係 第九款 教育行政機関</p>	<p>南洋 全 第一章 南洋群島に於ける教育 第一款 総説 第二款 初等普通教育 第三款 第一項 島人に対する初等普通教育 第四款 第二項 内地人に対する初等普通教育 第五款 幼稚園 第六款 実業教育 第七〔六〕款 学校職員関係 第八款 教育行政機関</p>	<p>第六章 南洋群島の教育 第一款 概説 第二款 初等普通教育 第三款 第一項 島人に対する初等普通教育 第四款 第二項 内地人に対する初等普通教育 第五款 幼稚園 第六款 実業教育 第七款 学校衛生 第八款 学校等職員関係 第九款 教育行政機関</p>

## 望月文庫の教育勅語から見えてくること — 目録未記載卷子本 4 点を中心に —

高橋陽一（武蔵野美術大学）

本稿は、「望月文庫の教育勅語から見えてくること — 目録未記載卷子本 4 点を中心に —」と題して、第25回東京学芸大学教育講演会として、2024年6月25日（火）の午後1時から午後2時30分にかけて東京学芸大学附属図書館1階セミナーエリアにて、東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター主催にて実施された講演の内容について、編集したものである。当日の90分では、参加者に70枚のパワーポイントスライドの投影と複写配付が行われて、講演と質疑応答と、図書館の尽力による関係写本や資料の展示が実施された。

最初に断っておくと、青山師範学校から伝来する貴重な教育図書群である「望月文庫」と、それに関連して収蔵された「教育勅語」謄本及び写本は、同じ伝来ではないという結論となる。講演タイトルを先に決めてから、図書館職員各位と大森直樹教授の同席による調査があり、副題をつけたという経緯がある。副題をつけた段階で「望月文庫」の「目録未記載」であるのは、青山師範学校の事業としての望月文庫の成立とは異なる経緯で伝来しているという理解となった。それにもかかわらず、望月文庫の貴重な図書とともに保管されてきた経緯があり、「望月文庫の教育勅語」という表現の根拠があるので、本稿でもタイトルを継承している。

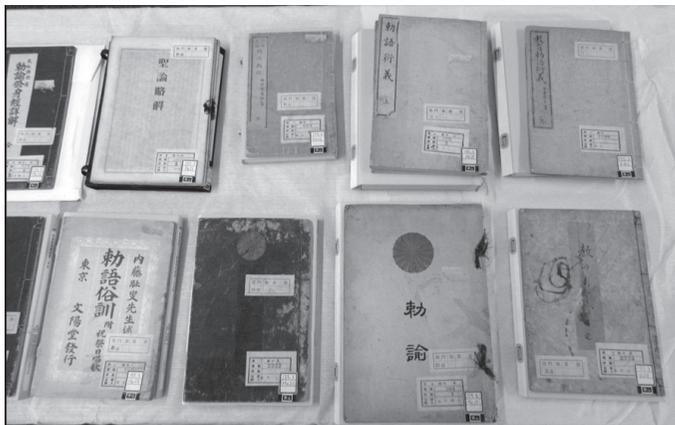
当日の講演のうち、既刊書による「1. 簡単すぎる教育勅語」を本稿で大幅に省略して「第1節」とした。望月文庫の四点の写本を検討する視座となる「2. 原本と謄本と写本」については本稿分析の視座となるので詳細なまま「第2節」とし、「3. 卷子本 4 点から」は講演の口頭説明の内容に付け加えて「第3節」とした。「4. おわりに」はそのまま掲載した。

講演の冒頭では、当日の司会を担当した大森直樹教授による今回の機会提供の御礼を伝えて、その著書『道徳教育と愛国心』を紹介した<sup>1</sup>。また高橋の自己紹介に関連して、同席の図書館長の川手圭一教授（学長補佐）に大学通信教育の教職課程で尽力いただいていることなどの御礼を述べた<sup>2</sup>。資料の閲覧に当たっては図書館各位の支援をいただき、とりわけ学術情報課副課長（学術情報担当）兼アーカイブ室長の瀬川結美氏からは貴重なご教示をいただいている。

### 第1節 簡単すぎる教育勅語

当日の講演では、学生・大学院生なども対象にした講演会であるという性格から、教育勅語とその解釈をめぐる基本的な事項についての整理を行った。これらの内容は、すでに私は著書などで述べたことを整理したものである。前提とした単著としては、一般向け概説書として太郎次郎社エディタスから出した『くわしすぎる教育勅語』<sup>3</sup>、専門書として東大出版会から出した『共通教化と教育勅語』がある<sup>4</sup>。共著としては、教育史学会のシンポジウムをもとにしたブックレットや<sup>5</sup>、岩波書店

図表 1 望月文庫の教育勅語衍義書



このなかには、第3節で述べる謄本や写本は含まれず、この目録未記載の4件が別の伝来の経緯であることを示している。

## 第2節 原本と謄本と写本

一般的に原本とは、真正な著者が書いた筆跡のままのもので、聖徳太子による『三経義疏』の原本が残っているとか、双方が署名捺印した契約書の原本2通を双方が保管するといった文脈で広く用いられる概念である。写本は、原本から写した複製であり、通常は筆やペンなどで原本と同じ内容が想定される。キケロの演説が写本によって珍重されたとか、印刷物が貴重だった時期には印刷物から筆写した写本まで作られるといったかたちで用いられる。謄本は、原本との同一性が意図された複製であり、戸籍謄本という言葉が知られて、謄写版印刷から印刷物のイメージが強いが、本来は筆やペンでも謄本は可能であり、今日も行政手続きなどで使われる原本との同一の証明文言を記すときには電子式コピーにペンや印鑑で付け加えることもある。

先に言うと、教育勅語の「原本」は、明治天皇の実名の「睦仁」の自筆署名と「天皇御璽」の捺印のあるものをいうが、本文は井上毅と元田永孚が起草したもので、本文は代書であるし、捺印も侍従などにさせたものであるから、真正な筆跡は署名のみである。ただ、現在も定型様式で印刷された本文にサインただけで契約書原本が成立するのだから、ゴーストライターや代筆者や代理捺印者の存在をもって原本でないと言い始めたら、原本などめったにないことになる。また、ここで登場する「教育勅語謄本」は、荘厳な金枠や筆写文字を印刷したものである。写本については、教育勅語を名家が写した軸装がいまも見かけることもあるが、それよりも、尋常小学校の児童の課題としての暗写まであったのだから、膨大な写本が作られたはずである。

原本とは何か、複製とは何かという議論は、公文書のデジタル情報で公式連絡や情報公開がなされる時代では、新たな様相を呈する。従来の署名捺印の手続きも公式に求めない書式が広がり、官庁の内部検討も審議会もデジタルデータで行われることが多くなった。望月文庫の軸装本の確認の時に、司会の大森直樹教授からのさりげなく「そうすると、学習指導要領の原本って、何なのでしょうね」と話題を振られた。国立公文書館には文部省内で稟議決裁された担当官の筆跡と捺印のある学習指導要領などの文書が残っているが、今日ではパソコンで入力されたデジタルデータから起案されて、『学習指導要領解説』はデジタル版が印刷物に先立って公開される時代となった。

原本と写本と謄本の区別がなくなりつつある現代ではあるが、今回の望月文庫目録未記載卷子本4

編集部の一般書<sup>6</sup>にも寄稿した。

教育勅語を研究するための史料としては、望月文庫の価値は、図表1のように多くの貴重な衍義書を伝えていることにある。そのなかにはすでに「東京学芸大学教育コンテンツアーカイブ」で公開されている「教育勅語双六」（下河辺半五郎立案、1891年）などの貴重な資料がある。目録中の「155.3教育勅語」には衍義書が収録されており、この165番から201番までが含まれている<sup>7</sup>。

点の検討では、検討の一つの前提となるので、さらに紙幅を取ってお話をしたい。

まず、原本や謄本や写本について、その成立や伝来の系譜を見ていくときには、一般に誤記や加筆修正が明白な系譜分けの判定材料になる。しかし、ここで論じる教育勅語などでは、あまり本文の誤記や加筆修正などは、白石美雪が最近紹介した『音楽雑誌』の誤記などを例外として<sup>8</sup>、あまりない。そこで、どのような文字が使われているかに注目することになる。写本や自筆署名に同じものは一つとないというのは真実であろうが、通常は同じような文字を書こうとする意図があるはずである。この一方で、筆写や印刷をするときに、問題のない他の字体に置き換えることは、よくある。現在の漢字として用いられているのは、戦後の教育改革の所産と言える常用漢字や教育漢字である。それ以前は中国の清朝の『康熙字典』を模範とする字体が「正字」とされ、逆に言えば、正字ではない異体字が膨大に存在したのである。当用漢字、常用漢字、教育漢字によって用字が徹底されて現代に至るが、明治期では同じ漢字の異体字は珍しくないものであった。

図表2 東京学芸大学正門表札



ここ東京学芸大学の正門の表札は、**図表2**のように、「学」と「藝」は、正字とは画数の違う異体字で記されている。同じ「学」の2文字も、正字に比較して冠の左のみを縦棒で記す点は共通し、中は「爻」や「与」に見える形にして、それぞれ異なっているのも興味深い。学の冠の崩し方も、芸の崩し方も、過去の様々な異体の事例をアレンジしており、これらは誤字ではない。1949（昭和24）年の国立学校設置

法についての昭和天皇の自筆サインと「天皇御璽」押捺で記された「御署名原本」は、日本国憲法に基づく天皇の国事行為としての「原本」と言ってよいはずだが、ここには「東京学芸大学」とあって、「学」は当用漢字（現在の常用漢字）で、「藝」は正字である<sup>9</sup>。自筆サインと印面を「御名御璽」と改めて『官報』に告示するときにも、「東京学芸大学」となっている<sup>10</sup>。その後は「藝」（ゲイ）は別字の「芸」（ウン）と同じ「芸」と同じ形に置き換えられて常用漢字として今日に至るので、現行法令から大学ウェブページに至るまで「東京学芸大学」という字体で統一されている。この異体字を多用した正門表札の味わい深い大学名の異本が、他の表記に影響を与えたかどうかは調べることができなかった。東京学芸大学の名称については、「東京学芸大学」から「東京学芸大学」という戦後の表記の変遷による系譜と、いまのフォントでは再現できない「東京學藝大學」の異体字を生かした特立した系譜が、2つ、現存することになる。

本題の教育勅語に移ろう。教育勅語の原本に先立つ推敲は、海後宗臣らの研究によって、井上毅と元田永孚の草稿が知られている。この本文が確定した段階が、国立公文書館の『公文類聚』に残されている。そもそも、教育勅語は、大日本帝国憲法の定める勅令や詔書として出されたものではなく、君主の著作である勅語として出された。本来的には勅語は、今日でも天皇の「おことば」であるから、口頭の音声も原本だとも言える。しかしながら、文部大臣に、そして直轄学校に、署名捺印のある文書として出そうとしたから、「原本」が存在することになるのである。

**図表3**に示した『公文類聚』の「勅語案」テキストは、この段階でも推敲のあとがあり、草稿というべきものである。「明治二十三年十月二十日」に「徳教ニ関スル勅語ノ件」という明治天皇へ「右

図表3 山縣有朋「勅語案」(教育勅語本文の上奏案)『公文類聚』<sup>11</sup>



謹テ裁可ヲ仰ク」として、つまり「上奏」として、内閣総理大臣の山縣有朋から提出される。付箋紙には「十月三十日裁可」さらに分かち書きで「二十五日浄書上奏」とあるから、残っているミセゲチのある勅語案を清書して上奏したことになる。そして、この「上奏」に対して、「可」とする天皇の裁可印が残される。律令制度では「可」を天皇が墨書して裁可するが、この時期では「可」印を押させることで天皇の裁可とするのである。このあたりは、単純に「お言葉」または君子の著作であるというだけではなく、裁可の過程があるということになる。この「可」があるので、これが原本だとする解釈も可能である。

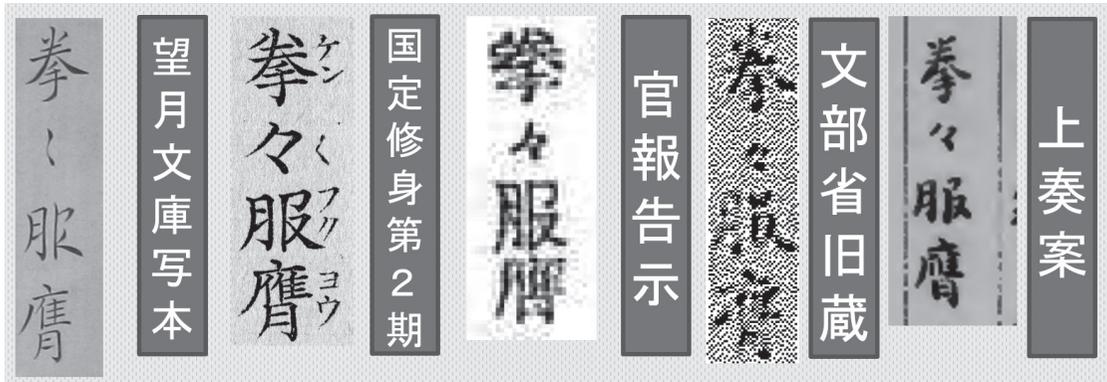
この裁可の後に、10月30日の文部大臣への手交が行われ、明治聖徳記念絵画館に展示されている絵画「教育勅語下賜」のシーンで知られる。これが、今日も保管されており、文部省原本とよぶべきものである。さらに帝国大学以下の直轄学校にも署名捺印のある勅語、「親署鈴璽ノ勅語」が公布される。これらも明治天皇本人の署名と「天皇御璽」があるのだから、文部省原本よりもあとに作成されたとしても、契約書原本が複数ある例に倣えば、原本と言える。この原本については、今日に伝わるものでは、東京大学文書館に所蔵されている2つの原本がある。また、原文の字体が確認できるものでは、亘理章三郎が活字で複製した「明治二十三年十二月二十五日高等師範学校に御下賜になりたる御親署御璽の勅語の写」がある<sup>12</sup>。

ここまでの原本と謄本と写本の系譜を整理したい。異体字については筆写においては書記者の「くせ」としても発生するので重要なのであるが、異体字を超えた日本の漢文訓読の特殊な文字、踊り字や反復記号と呼ばれる「々」について系譜を二つに分ける。「々」は現在の日本語では、まるで漢字のように使われるが、では「どう読みますか」という意地悪なクイズでも知られる。漢文を訓読するための反復記号に過ぎず、国字（日本製の漢字）とさえ言えない。大和言葉で反復による複数形である「ひとびと」は漢字で書けば「人々」で疑問がないが、「同窓会会員」という明確に意味に区切りのある反復を「同窓会々員」と書くのは誤記だという常識がある。明治期においても漢文や漢文訓読に慣れた日本人はこのことを教養として知っているが、知っていても便利であるから使うのである。教育勅語起草者の井上毅にも元田永孚にも、その傾向がある。そして、図表3の二箇所、「世々」と「拳々」の形で登場している。起草者も上奏文審議者もこの「々」に違和感がなかったのである。

これに対して、意識的に「々」を訂正することが正式の表現であると考えた書記者がいる。これはかなり意識的に行われて継承される。「世々」は、「よよ」と訓で読み慣わされてきたが、当初から「セセ」とは読まれていなかっただろう。出典が『春秋』や『史記』の「世濟其美」であるから、「世」の漢字一文字を「よよ」と訓読していたのが、出典だからである。この出典に忠実であれば、「々」を消去して「世」の人も一文字にするべきであるが、それは行き過ぎだから「世世」と直すべきなのだろう。次に「拳々」は、『中庸』の「拳拳服膺」の出典そのままの箇所であるから、いやしくも四書ぐらいは暗誦できるぐらいの教養を持っていれば、「拳拳」と直すはずである。そして全体としては、漢文訓読調の教育勅語なのだから、本文から反復記号を外して「世世」と「拳拳」とするのが正しいと考えるだろう。

こうして、起草者、上奏文起草者、そして官報とつながり、多くの新聞にも転載され、決定的には教育勅語を野線に囲んで掲載した明治43年度以後の国定第2期修身教科書に至る流れは、その後の国定教科書も含めて、「世々」と「拳々」と反復記号を使って記載した。これが図表4の系譜である。

図表4 「拳々」の系譜（上奏案、文部省原本、官報、国定教科書）

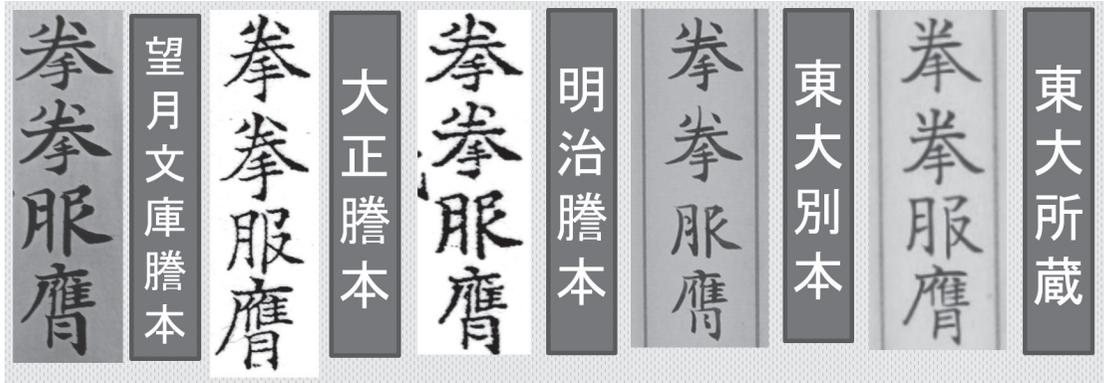


「拳々服膺」を箇所のみを並べてみた。教育勅語の成立に先立つ「上奏案」は先に見た。つぎの「文部省旧蔵」の原本は国立公文書館によりデジタルデータが公開されているが、関東大震災による火災により燻蒸されたように変質して文字が読みにくい、岩波書店が収録するときに工夫して見えるようにしたので、そのデータから収録した<sup>13</sup>。次に『官報』の活字によるものである<sup>14</sup>。次に国定第2期の修身教科書である。最後に望月文庫の教育勅語写本を挙げておいたが、漢字に見える「々」よりも、仮字の反復記号に崩れていることが比較して目を引くのだが、これは第3節（2）で検討する。

この一方で、図表5のように、直轄学校用に自筆署名と捺印がされた原本は「世世」と「拳拳」と、表記法を正して記載した。これが現在確認できる東大原本2点や印刷複製の残る高等師範学校原本の共通の傾向である。直轄学校の十数枚の原本作成時の一時的現象といえるだろうが、謄本として尋常小学校に至るまで多くの学校に配布され、関東大震災を経て再製作された大正謄本に至るまでの数万点は、この「世世」と「拳拳」なのである。

東大所蔵の教育勅語原本は、海後宗臣の研究書などで広く知られているものである<sup>15</sup>。東大のもう一つの原本は広くは知られていないが、直轄学校としては帝国大学とその分科大学、第一高等中学校という現在の東大の前身校に渡されたはずであるから、伝来の経緯は明白ではないが、ともに東京大学文書館に所蔵されている。この二つは別の書記者の筆によると思われる、服の右部や月の内部に東大

図表5 「拳拳の系譜」(東京大学所蔵原本、明治謄本、大正謄本)

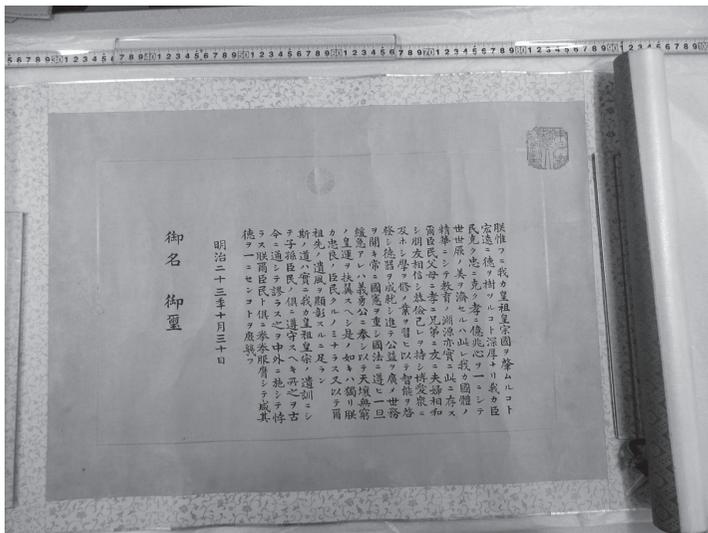


別本は明確な癖が見られる。多くの学校の明治謄本は、本来は戦後に回収されたはずであるが、様々な経緯で残っている<sup>16</sup>。謄本は手書きの文字を印刷したものであるが、東大別本の書き癖と類似している。大正謄本は震災後に刷り直したという推測がされているが、本文は明治謄本との異体字があり、印刷のもととなった書記者の違いがある<sup>17</sup>。最後に望月文庫の教育勅語写本を挙げておいたが、第3節(1)で検討する。

### 第3節 望月文庫卷子本4点をめぐって

ここでは東京学芸大学図書館所蔵の軸装された詔勅類4点について検討を行う。これらは望月文庫とあわせて保管されているが、その伝来などについては不明な部分が多い。第2節で述べた視点をもとに読み取れる情報から分析を行いたい。

#### 1. 教育勅語謄本(明治謄本) 図表6



図表6の卷子仕立ての史料は、写本でなく洋紙に金色の枠と黒色で2色印刷された1枚を軸装したものである。蔵書票(ラベル)があるが無銘である。蔵書票には「210.64 Me25」とあり、日本十進分類NDCの分類により図書として扱われたことを示す。「Me」は望月文庫目録の他の事例を参照しても明治天皇を意味しており、「210.64」は、「1885-1892」つまり明治18年から明治25年の時期を指しているの、1890(明治23)年の明治天皇の教育勅

語として整理されたことが分かる。

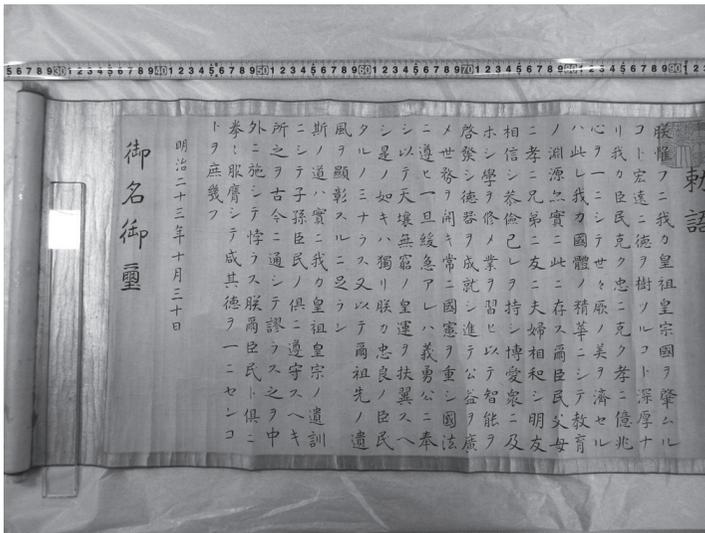
印刷された洋紙の右上に蔵書印を金枠にかかる形で捺印している。「東京学芸大学図書」の印面に

より戦後であることは明白だが、謄本とはいえ、謄本本体の装飾に捺印したことは、蔵書図書資料であるというアカデミックな峻厳な判断を示している。

印刷された中央上部の金色印刷の「十六瓣の菊」があり、文字は教育勅語の本文である。文字の使い方では、東大系原本の系統を引く「拳拳服膺」であり、その他の異体字の同異も大正謄本ではなく明治謄本の特徴と一致する。

このことから、この史料は、教育勅語謄本（明治謄本）である。おそらくは東京学芸大学に組織変更された師範学校又は附属学校のうちの一校の管理者が、同時代においてあり得る加工方法として、正規の明治謄本を、箱と軸装のある卷子仕立てしたものである。戦後においては、青山師範学校の歴史的遺産である望月文庫に関連する資料として扱われた。卷子表面に蔵書票や金枠への蔵書印捺印は、東京学芸大学図書館が図書資料としてアカデミックに取り扱ったことを示している。

## 2. 教育勅語写本 図表7



図表7の卷子仕立ての史料は、墨書した写本1枚を軸装したものである。無銘の蔵書票には「210.64 Me25」とあり、前掲の明治謄本軸装本と同じ記載である。

卷子の内側は劣化しているが金箔張りで荘厳である。本文の筆書きの筆写人は不明である。「東京学芸大学図書」の印面を、本文の「朕」の文字にかけて捺印しているのは、戦後の図書処理でなくては考えられない。冒頭に「勅語」とあるのは、他の原本や謄本には

ないタイトルの記載である。

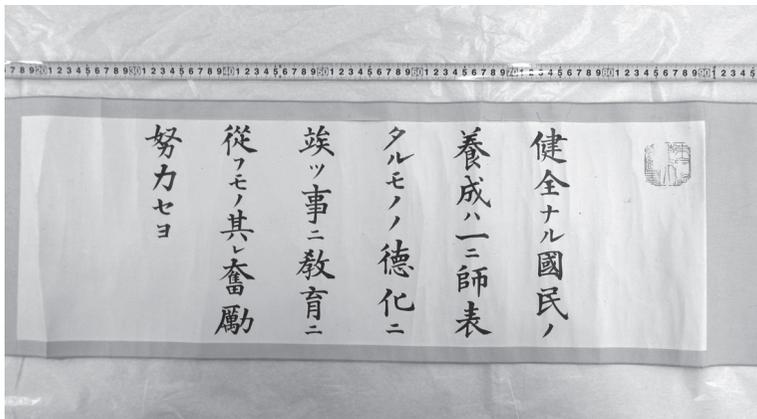
本文の文字では、文部省原本、官報、国定教科書でみられる「拳々服膺」の表記があるが、「々」は仮字の反復記号まで崩れている。冒頭に勅語と記すのは官報の形だが、明治謄本からの写本の可能性は庶幾フの「幾」の異体字（左下が撥ねるかたち）の使用で推定することができるが、年は明治謄本の「季」にみえる異体字ではない。このため、雑多な見本や記憶により墨書された可能性がある。

この史料は、教育勅語の写本であることがわかる。国定教科書などの活字図書からの筆写を推測させる写本であるが、内側の金箔を施した軸装は、筆写物に特別な荘厳さを与える意図が伝わる。

一般に、教育勅語の写本は、小学生の課題から、好事家の記念品まで、膨大に作成されている。しかし、軸装の荘厳さと来歴から、東京学芸大学につながる師範学校または附属学校において学校儀式又は学校儀式のトレーニングなどに使用された可能性を推測させる。

この史料も、戦後においては、青山師範学校の歴史的遺産である望月文庫に関連する資料として扱われた。卷子表面に蔵書票や本文文字にかかる蔵書印の捺印は、東京学芸大学図書館が図書資料としてアカデミックに取り扱ったことを示している。

### 3. 東京高等師範学校創立60周年記念式典勅語写本 図表7



図表7の卷子仕立ての史料は、墨書した写本1枚を軸装したものである。無銘の蔵書票には「210.7 Te37」とあり、NDC分類により図書として扱われたことを示す。著者名としてTeは、勅語の名義人である裕仁Hiや諡号・昭和Shを充てるべきところ、生存中のため天皇Teとしているのだろうか。NDC

9では「210.7」は「昭和平成時代」だが、ここでは昭和期と考えられる。

写本ではあるが、本体用紙に蔵書印が押されていることは、その処理が戦後のことであることを示す。年月日も「御名御璽」もないのは、今日の「おことば」同様の口頭伝達の勅語によるため、勅語と同時代の筆写であろう。

図表8 御幸記念碑  
(教育の森公園、文京区)

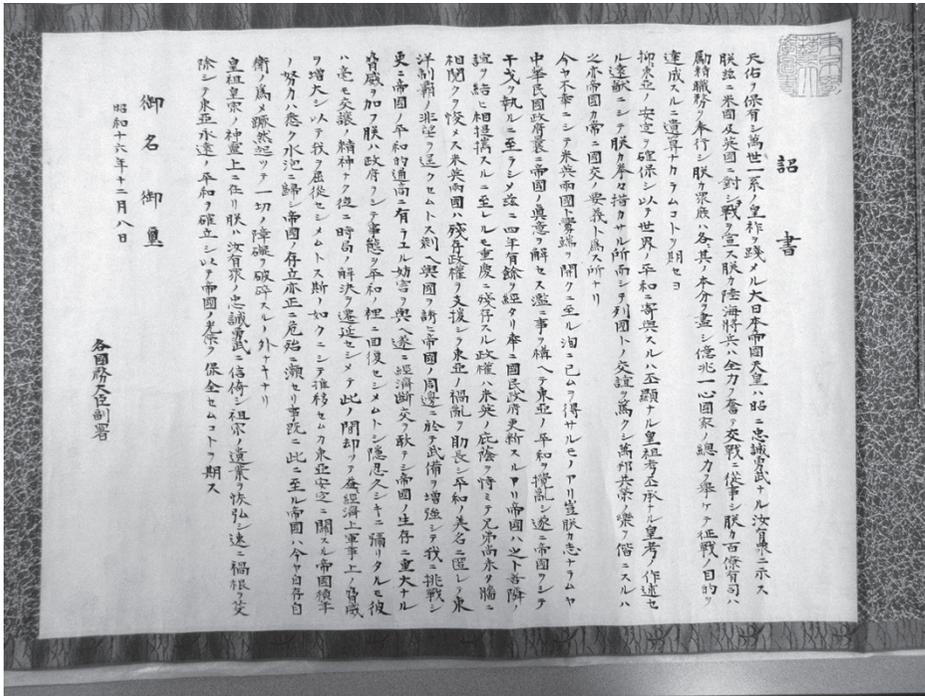


この勅語と同文のものは、文京区の教育の森公園で、図表8のとおり、現在も見ることができる。1932（昭和7）年10月30日建立の「御幸記念碑」である。前年1931（昭和6）年10月30日の「東京高等師範学校創立60周年記念式典」にちなんだもので、『昭和天皇実録』に記載がある<sup>18</sup>。今日の教育の森公園に相当する東京文理科大学・東京高等師範学校に「行幸」したこの式典は大規模なものなので、参列者に青山師範学校などの東京学芸大学につながる関係者も含まれたと思われる。今後の東京学芸大学文書などの調査が待たれる。念のために言うと、この式典の60年前の1872（明治5）年に設立された学校の正規名称は「師範学校」であり、教育勅語原本が渡された時は「高等師範学校」である。

この史料は、東京高等師範学校創立60周年記念式典勅語写本であることがわかる。写本であるが、卷子仕立てにすることで、学校儀式等に使用したことが推測される。この史料も他の史料と同様に、戦後においては、青山師範学校の歴史的遺産である望月文庫に関連する資料として扱われた。卷子表面に蔵書票や本文用紙への蔵書印の押捺は、

東京学芸大学図書館が図書資料としてアカデミックに取り扱ったことを示している。

## 4. 太平洋戦争開戦詔書写本 図表9



図表9の卷子仕立ての史料は、墨書した写本1枚を軸装したものである。無銘の蔵書票には「210.75 Sh37」とあり、NDC分類により図書として扱われたことを示す。著者名としてShは、勅語の名義人である裕仁Hiの諡号・昭和Shをあてているので、逝去後の整理と考えるのが妥当だろうが、元号による諡号の推定は戦後は珍しくないで疑問を残す。NDC 9では「210.75」は「太平洋戦争」で、本文と年号から分類されたと思われる。

写本の本体用紙に蔵書印を押捺したのは、前掲の史料同様に戦後のことだろう。写本本文は冒頭に詔書と記して、「御名御璽」と年月日について大臣副署を書いた「勅語」でない、公式の「詔書」形式である。内容は、『官報』や、多くの新聞に転載されたこの詔書の本文の印刷物を筆写したのであろう。『官報』では東条英機以下大臣11名の副署があるが<sup>19</sup>、この写本で「各國務大臣副署」と最後に略記している。

このことから、この史料は、太平洋戦争についての開戦の詔書である。写本であるが、卷子仕立てにより、儀式等に使用したことが推測される。上記の史料と同様に、戦後においては、青山師範学校の歴史的遺産である望月文庫に関連する資料として扱われた。卷子表面に蔵書票や本体用紙の蔵書印捺印は、東京学芸大学図書館が図書資料としてアカデミックに取り扱ったことを示している。

## おわりに（謝辞）

今回、望月文庫目録未記載の東京学芸大学図書館所蔵の軸装された詔勅類4点を拝見できたことは、望外の体験でした。機会を与えていただいた、大森先生、図書館の瀬川結美様ほかの、みなさまに感謝します。「モノ」としての教育勅語を研究する視点としては、本来は回収されたはずの、希少な歴史的遺産であると考えます。この謄本や写本がどのように活用されたかについては、学校資料等と照合して、東京学芸大学の年史の中で明らかにされていくことを期待しています<sup>20</sup>。

## 注

- 1 大森直樹『道徳教育と愛国心―「道徳」の教科化にどう向き合うか』岩波書店、2018年。
- 2 川手圭一教授が外部委員として尽力した、公益財団法人私立大学通信教育協会「大学通信教育教職課程ガイドライン」2021（令和3）年3月22日制定、2023（令和5）年3月22日改正。
- 3 高橋陽一『くわしすぎる教育勅語』太郎次郎社エディタス、2019年。
- 4 高橋陽一『共通教化と教育勅語』東京大学出版会、2019年。
- 5 高橋陽一「教育勅語の構造と解釈」教育史学会編『教育勅語の何が問題か』（岩波ブックレットNo.974）岩波書店、2017年。
- 6 高橋陽一「教育勅語の構造」岩波書店編集部編『徹底検証 教育勅語と日本社会―いま、歴史から考える』岩波書店、2017年。
- 7 『東京学芸大学所蔵望月文庫目録（東京府青山師範学校創立50年記念文庫）』東京学芸大学附属図書館、1966年（奥付1967年）、26～28頁。同『補遺（昭和51年3月現在）』東京学芸大学附属図書館、1975年（奥付1976年）。
- 8 『音楽雑誌』1890（明治23）年11月25日号の教育勅語記事については、白石美雪『音楽評論の一五〇年』音楽之友社2024年、52-53頁。
- 9 「国立学校設置法」（1949年5月31日法律第150号）『御署名原本』国立公文書館所蔵。
- 10 「国立学校設置法」（法律第150号）『官報』（号外第58号）1949年5月31日。
- 11 『公文類聚』第十四編、国立公文書館（2A/11/448、デジタルアーカイブ掲載）。
- 12 亙理章三郎『教育勅語と学校教育』茗溪会1930年。
- 13 国立公文書館デジタルアーカイブズ（<https://www.digital.archives.go.jp/img/3669937>）。前掲『教育勅語と日本社会』目次の次頁の口絵より。
- 14 「文部省訓令第8号」『官報』第2203号、1890年10月31日、402面。
- 15 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』私家版、1965年（『海後宗臣著作集』（第10巻）東京書籍、1981年再録）。
- 16 明治謄本は亙理章三郎前掲書による写真版口絵が早い段階の出版物での公開である。これを比較して明治謄本と呼んで実例を示したは、岩本努『教育勅語の研究』民衆社2001年。
- 17 大正謄本を発見して関東大震災による翻刻を提示したのは、前掲『教育勅語の研究』。
- 18 『昭和天皇実録』第5巻、2016年、889-890頁。
- 19 「詔書」『官報』号外、1941年12月8日、1面。
- 20 この調査研究は、科学研究費補助金「教育勅語の本文とモノの系統的研究」（基盤研究（C）19K02460）による成果である。

## 松浦文庫の調査研究

大森直樹（東京学芸大学）

東京学芸大学附属図書館（以下、学大図書館）の特別コレクションの1つに松浦文庫があり、学大図書館ホームページには次の説明がある。「松浦鎮次郎氏を中心とする教育史編纂会が、1938年に「明治以降教育制度発達史」を完成し、会を解散するにあたってその図書・資料を、東京府大泉師範学校に寄贈されたもの。内容は、松浦氏自筆草稿、教育法規、小学校教科書、教育史関係資料等」。

2022年から23年にかけて、『明治以降教育制度発達史』や松浦鎮次郎について詳しい米田俊彦先生（お茶の水女子大学教授、以下敬称略）により、松浦文庫の資料的な価値を明らかにするための調査研究が行われたので、その経過を以下に記しておきたい。

### 1. 草稿への着目

2022年6月28日に本学の特別支援教育・教育臨床サポートセンター（以下、センター）が学大図書館の協力を得て主催した「東京学芸大学附属図書館の戦前戦後教育資料閲覧」において、松浦文庫の閲覧が行われた。この資料閲覧に参加していた米田により、①『明治以降教育制度発達史』の草稿が松浦文庫の「中核ともいべき」資料である可能性と、②野間教育研究所にも松浦の資料の一部が所蔵されており両者の総合的な検討により得られる知見があるかもしれないこと、が示唆された<sup>1</sup>。

野間教育研究所にある松浦の資料の概要については、同年6月29日に、米田より未公表の論考「内閣調査局資料と『明治以降教育制度発達史』稿本」が提供され、2023年3月にセンターが発行した『教育実践アーカイブズ 第10号』81～84頁に掲載された。

### 2. 講演会「松浦文庫の教育史料から見えてくること」

1をふまえ、2023年6月6日にセンターは学大図書館の協力を得て、米田を講師とする講演会「松浦文庫の教育史料から見えてくること」を図書館セミナーエリアで開催した。この講演により明らかにされたことには以下のことがあった。

- 1) 『明治以降教育制度発達史』には、刊行本である初版、重版、復刻版のほかに草稿と稿本（未定稿）がある。
- 2) 初版、重版、復刻版が全国の図書館に所蔵されているのと異なり、草稿と稿本は希少書である。
- 3) 草稿の所蔵が確認されているのは学大図書館だけである。

1 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター「東京学芸大学附属図書館の戦前戦後教育史料閲覧」『教育実践アーカイブズ 第10号』2023年3月、78～80頁。

- 4) 草稿の学大図書館における所蔵の始まりは、戦後の可能性がある（重版の序に関係記載あり）。
- 5) 稿本は現存が4セット確認されており、野間教育研究所にはフルセットが1セットあり、学大図書館には欠冊のものが3セットある。
- 6) 稿本の内容の検討（刊行本との異同等）は米田により進められているが、草稿の内容の検討はまだ行われておらずその資料的価値には不明の点が多い。
- 7) 以上を要約すると、草稿が松浦文庫の中核資料である可能性は大きいものの、その内容については調査（刊行本や稿本との異同等）が必要、となる。

### 3. 草稿の調査と論文「松浦文庫の教育史料から見えてくること」

2をふまえ、『明治以降教育制度発達史』の草稿の内容について調査が行われた。同年6月14日と7月13日に米田と大森による調査。同月25日と28日に大森による補足調査。

これらの調査もふまえ、米田により論文「松浦文庫の教育史料から見えてくること」が改めてまとめられた（本誌2～28頁）。米田は、「次のような編纂のプロセスによって『発達史』が編纂されたことが推定される」と記している。

- 1) 松浦が原稿を執筆した。
- 2) 原稿をもとに謄写版印刷により稿本を作成した。
- 3) 稿本を関係者に配布して、構成や内容についての意見を集めた。
- 4) 関係者からの意見をふまえて、松浦が改めて印刷用の原稿を作成した。
- 5) 印刷用原稿をもとに印刷、製本されて『発達史』が完成した。

その上で、米田は、学大図書館が所蔵している草稿について、最初に執筆された1)の原稿であると推定している。草稿は松浦文庫の中核資料とみなすことができる。

### 4. 松浦文庫の説明について

以上をふまえて、松浦文庫の説明については、以下の内容が反映されることも一案かと思われる。

松浦鎮次郎（1872 - 1945年）を中心とする教育史編纂会が、1938 - 39年に『明治以降教育制度発達史』を刊行したことに関わる図書・資料。教育史編纂会を解散するにあたって東京府大泉師範学校に寄贈されたとされている。1964年に『明治以降教育制度発達史』の重版が刊行された際に関屋龍吉が執筆した「重版の序」には、「松浦先生執筆の原稿書類は、先年東京学芸大学の要請により一括して同大学に移譲し其の保管を託した」とする記載があり、1965年に東京学芸大学附属図書館が『東京学芸大学所蔵 松浦文庫目録』を刊行している。松浦文庫の内容は、松浦自筆草稿、教育法規、小学校教科書、教育史関係資料等。松浦文庫の研究には米田俊彦「松浦文庫の教育史料から見えてくること」『教育実践アーカイブズ 第12号』（2024年9月）がある。

以上

## 編集後記

東京学芸大学附属図書館（学大図書館）の蔵書の中には、「特殊文庫やコレクションと呼称され、他の資料と区分した上一括して保存・整理・配架されているもの」がある（出口2011：9）。学大図書館が2010年度に作成した「コレクション一覧」には、日本関係10件と海外関係8件による18件のコレクション名があり（東京学芸大学附属図書館2011：13）、学大図書館ホームページの「特別コレクション」には、前記18件に日本関係2件を追加した20件のコレクション名がある（<https://lib.u-gakugei.ac.jp/collections/special-collection>）。いずれの一覧においても、その一番目に望月文庫が、その二番目に松浦文庫が掲げられており、両者については、学大図書館のコレクションの双壁であると言及も行われてきた（出口2011：9）。これらのコレクションに関しては、学大図書館職員の尽力によって、資料の保存環境の整備も行われてきた。

松浦文庫については、1965年に学大図書館が目録を発行している。松浦文庫の来歴については、松浦鎮次郎を中心とする教育史編纂会が、1938 - 39年に『明治以降教育制度発達史』（『発達史』）12巻を完成し、会の解散に際してその図書・資料を東京府大泉師範学校に寄贈したものであることが伝えられてきた。その図書・資料については、『発達史』の原稿や未定稿（稿本）が含まれていることも知られてきたが、それらの資料的な価値を明らかにすることが課題として残されていた。

本誌に収録した米田俊彦の論文は、『発達史』の編纂を主導した松浦鎮次郎がどのような人物だったのかを明らかにした上で（文部官僚をへて枢密顧問官と文部大臣に就任／官僚であると同時に教育行政学の研究者）、原稿と稿本と刊行本の関係について検討を行い、そもそも『発達史』とはいかなる性格の書物だったのかを論じたものである（これまで法令資料集として位置づけられてきた／各時期の教育制度の特徴を描き出した歴史書の側面もあった）。そのことを通じて、原稿と稿本が「貴重な、（教育）文化財ともいべき資料」であることを明らかにしている。この見解には重みがある。米田の見解の前提には、教育審議会（議事録には委員である松浦の発言が多く収録されている）についての研究と（米田『教育審議会の研究』4巻、野間教育研究所1994～2002）、『発達史』の法令資料集としての不便（法令の改廃履歴が追いつく／1932年以降の法令が収録されていない）を解消するため米田が編集した『近代日本教育法令体系』（港の人2009）がある。

望月文庫については、1966年に学大図書館が目録を発行している。望月文庫の来歴については、次の説明がある。「1926年に、東京府青山師範学校創立50年記念事業の一つとして、師範教育に関係ある図書を集めたコレクションで、望月軍四郎氏らの厚意によって設置したもの」（東京学芸大学附属図書館2011：11）。その図書・資料は、近世の資料（往來物等）と近現代の資料（教科書や教育書等）により構成されている。学大図書館では、その一部について、企画展示とデジタル化、オンラインも含めた公開を進めてきた（<https://d-archive.u-gakugei.ac.jp/exhibition>）。

望月文庫の閲覧が行われるときに、目録には掲載されていない教育勅語が学大図書館職員の厚意により紹介され、実際に閲覧されることが多かったが、その来歴や資料としての性格を明確にすることが課題として残されていた（東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター2023：80）。

本誌に収録した高橋陽一の論文は、学大図書館が所蔵してきた教育勅語を含めた資料4点について

て、それらの来歴を考察し、資料としての性格を明らかにしたものである。この論文により、資料4点のうちの1点については、教育勅語謄本（明治謄本）であることが判明した。教育勅語における、原本とは何か、謄本とは何か（明治謄本と大正謄本）、原本と謄本の成立の系譜をどのように見るべきなのか。それらの知見をふまえた論証が行われている。この論証の持つ意味は大きい。全国の学校に渡された教育勅語謄本は、文部省の1948年の通達により「あらかた回収され、残存数が非常に少ない」（岩本2001：86）ことが知られている中で、学大図書館に教育勅語謄本が所蔵されている事実を明確にしたものだからである。この論証の前提には、高橋による教育勅語についての一連の著書がある（本誌29 - 30頁）。とくに高橋著『くわしすぎる教育勅語』（太郎次郎社エディタス2019）と教育史学会編『教育勅語の何が問題か（岩波ブックレットNo.974）』（岩波書店2017）については併読をお願いしたい。

本誌に論文を寄せて下さった米田俊彦先生と高橋陽一先生には、執筆のために学大図書館所蔵資料の調査をしてもらっただけでなく、学大図書館セミナーエリアで開催された特別支援教育・教育臨床サポートセンター主催の講演会における講師まで勤めて頂いた（本誌29、40頁）。これらの調査と講演会の開催に際しては、学大図書館の瀬川結美さんと真家美咲さんのお世話になった。ここに記してお礼を申し上げたい。

（大森直樹）

## 引用・参考文献

岩本勉（2001）『教育勅語の研究』民衆社

木村隆子（1972）「本学の特殊文庫紹介（1）望月文庫」『東京学芸大学図書館報』1（2）6月

木村隆子（1972）「本学の特殊文庫紹介（2）松浦文庫」『東京学芸大学図書館報』1（3）8月

出口利定（2011）「東京学芸大学附属図書館コレクションの課題」『教育実践アーカイブズ』（3）3月

東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター（2023）「東京学芸大学附属図書館の戦前戦後教育資料閲覧」『教育実践アーカイブズ』（10）3月

東京学芸大学附属図書館（2011）「「コレクション」と「特色ある資料群」の概要」『教育実践アーカイブズ』（3）3月

## 編者

■東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター

東京学芸大学教育実践研究支援センターを改組して2019年に開設し2023年に東京学芸大学現職教員支援センター機構内に配置

## 著者

■米田俊彦

1958年生 お茶の水女子大学名誉教授

■高橋陽一

1963年生 武蔵野美術大学教授

■大森直樹

1965年生 東京学芸大学現職教員支援センター機構教授

## 教育実践アーカイブズ 第12号 松浦文庫と望月文庫の教育史料から見えてくること

2024年9月25日 発行

編者 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター  
著者 米田俊彦・高橋陽一・大森直樹  
発行所 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター  
〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1  
TEL：042-329-7691 FAX：042-329-7350

